

資 料

計画策定の経過

- 令和3年 8月16日 第50回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 令和4年 11月15日 第51回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
親亡き後等の問題検討委員会（専門部会）を設置
- 12月1日 第1回親亡き後等の問題検討委員会（専門部会）を開催
- 令和5年 1月～10月 第2回～第5回親亡き後等の問題検討委員会（専門部会）を開催
今後の生活に関するアンケート調査（当事者・家族調査）を実施
“親なき後”の暮らしに関する事業所ヒアリングを実施
- 7月 障害者長期計画推進庁内連絡会ワーキング会議を開催
- 8月10日 第52回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 9月11日 第53回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催（書面開催）
- 10月11日～10月30日
障害者支援に関するニーズ調査（当事者調査）を実施
（有効発送数 3,425通、有効回収数 1,389通、有効回収率 40.6%）
障害や難病のある人への支援やまちづくりに関するアンケート調査（市民調査）を実施
（有効発送数 1,449通、有効回収数 441通、有効回収率 30.4%）
- 11月8日 第54回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 12月22日 第55回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 令和6年 2月1日～2月29日
計画（素案）に対する意見等の募集（パブリック・コメント）を実施
（意見等の提出数 10人、33件）
- 3月19日 第56回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 3月29日 計画策定に伴う法定協議を終了（府回答）
- 3月末日 寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）、寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）を策定

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員21人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障害者の福祉に関し識見を有する者
- (3) 関係機関から推薦を受けた者

2 委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、年1回以上開催するものとする。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会における検討の状況及び結果を委員会に報告する。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、毎年度、審議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿

氏 名	役 職 名 等	備 考
乾 光 江	寝屋川市民生委員児童委員協議会会長	
上 田 恭 史	一般社団法人寝屋川市歯科医師会副会長	
大 西 正 禮	市立すばる・北斗福祉作業所指定管理者 社会福祉法人療育・自立センター会長	
奥 村 勲	寝屋川市精神障害者家族会みつわ会会長	
岸 谷 洋 子	寝屋川市肢体不自由児(者)父母の会会長	
北 野 誠 一	西宮市社会福祉協議会共生のまちづくり研究研修所所長	委 員 長
朽 見 圭 子	寝屋川市障害児者を守る親の会会長	
笹 川 和 廣	寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会会長	
志 田 亜津美	一般公募	
土 佐 美 佳	寝屋川市身体障害者福祉会視覚部会会長	
栃 木 達 三	一般公募	
富 田 昌 吾	寝屋川市相談支援機能強化事業ネットワーク推進員	
中 島 大 作	寝屋川市身体障害者福祉会肢体内部部会会長	
濱 吉 信 彰	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事務局長	
久 澤 貢	寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長	
北 條 美 希	寝屋川市障がいサービス連絡会会長	
村 井 謙 太	寝屋川難病連絡会会長	
山 下 英三郎	一般社団法人寝屋川市医師会常務理事	副委員長

(敬称略 五十音順)

辻 岡 喜久雄（寝屋川市民生委員児童委員協議会会長） 平成27年8月1日～令和4年11月30日

山 内 泰 志（寝屋川市障害福祉サービス事業者連絡会会長） 令和3年8月16日～令和5年4月6日

寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）・障害児福祉計画（第2期計画）に基づく
事業等の実施状況と成果・課題からみた次期計画での検討課題

1. 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進

成果目標	計画期間の新規の取組	成果(○)・課題(□)
① 多様な方法を活用した情報の発信と情報伝達の推進	(情報発信の充実) ・ホームページの更新時にウェブアクセシビリティの配慮を強化 (情報の受け取り・活用への支援) ・情報通信技術の活用支援のため65歳以上の市民対象のスマホ教室を開催	【情報提供の推進】 ○インターネット等を含む多様な手法で情報を発信 □親なき後の支援などを含めた、生活に関する多様な情報の発信・伝達 □情報格差を解消する伝達方法や、情報を得る意識・スキルの向上への支援
② 「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実 【★重点事項】	(相談支援ネットワークの充実) ・重層的支援体制の整備に向けて先進地の視察や庁内での情報交換を実施 (相談体制の充実) ・基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置・増員 ・外出困難や聴覚障害の人が利用しやすいオンライン相談を商業施設等と連携して周知 ・行政手続きのオンライン化をデジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画・推進アクションプランに基づき推進 (相談の質の向上)	【相談支援の推進】 ○基幹相談支援の体制や相談支援のネットワークが拡充 ○オンラインによる相談などニーズに応じたしくみづくりを推進 ○相談支援の質の向上のための取り組みを推進 ○重層的支援体制整備に向けた検討を実施 □計画相談をはじめとする相談体制の確保 □課題の多様化・複雑化に対応するスキルアップや支援のしくみ □重層的支援体制の整備 □オンライン相談等の利用の促進
③ 権利をまもり、差別や虐待を防止する取組の推進	(権利擁護の理解・実践の推進) (後見的支援の充実・利用促進) ・地域包括支援センター職員に成年後見制度の研修を実施 ・成年後見制度の中核機関の設置に向けて情報収集や先進地の視察、庁内の調整を実施 (差別解消・合理的配慮の推進) ・YouTubeも活用した差別解消の研修を実施 ・各種窓口に設置した聴覚障害者用パネルの視認性を改善 (虐待の防止) ・虐待防止センターに弁護士会と連携し助言を受ける体制を整備	【権利擁護の推進】 ○基幹相談支援センターを中心として権利擁護や虐待防止の個別対応を推進 ○障害や合理的配慮などへの理解を広げる啓発・研修を継続的に実施 ○成年後見制度の利用促進に向けた検討を実施 □虐待の発生を防止するためのさらなる取り組み □障害者権利条約もふまえたさまざまな場面での、合理的配慮のいっそうの推進 □後見制度利用促進をはじめとする分野を超えた権利擁護のしくみ(中核機関、ネットワーク等)づくり

【次期計画での検討事項】

- ・障害者の地域生活に関する多様な情報の発信と、情報バリアフリーの視点も含む的確な伝達や活用への支援
- ・基幹相談支援センターの機能と体制の充実、精神保健の相談や支援・推進、当事者相談活動などを含む、相談支援の体制やネットワークの充実・再編
- ・計画相談実施体制の確保とスキルアップ、モニタリングチェック等によるプランの充実、福祉事務所との連携の強化
- ・オンライン相談の利用促進を図るための周知などを通じた、効果的な支援方策の検討・推進
- ・重層的支援体制整備の取り組みと連動した、多様な課題への対応や、地域との連携の強化を図

- るための支援体制の構築
- ・成年後見制度の利用促進、中核機関の設置や法人後見の推進に向けた検討
- ・日常生活での権利擁護や相談・生活支援の体制づくり
- ・障害者権利条約と権利委員会の包括所見をふまえた差別解消・合理的配慮の具体的な取り組み
- ・分野をまたぐ虐待等に連携して対応するしくみづくり

2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

成果目標	計画期間の新規の取組	成果(○)・課題(□)
④ 地域生活への移行に向けた支援の充実	(地域移行の支援) ・精神障害者の地域移行を推進する自立支援協議会のサブワーキング会議を、より多機関・他職種が連携できるよう再編 (地域包括ケアシステムの充実) ・重層的支援体制の整備に向けて先進地の視察や庁内での情報交換を実施(再掲) (地域生活支援(拠点)システムの充実)	【障害福祉サービス等の推進】 ○新型コロナウイルス感染症への対応を図りつつ、計画に基づき障害福祉サービス等を提供 ○多問題世帯やヤングケアラー等の多様な問題への対応を、自立支援協議会等を通じて関係機関等が連携して推進 ○サービス利用にかかる相談や手続き等の改善を実施 □サービスを利用していない人の把握や支援へのつなぎ
⑤ 多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実【★重点事項】	(生活支援サービス・活動の充実) (複雑な“困りごと”などへの支援) ・ヤングケアラー研修会を実施 (“親亡き後”などの問題への取り組み) ・親亡き後の支援に関する検討会を設置し、関係者による協議とアンケート調査を実施 (サービス等の利用の促進)	□より多様化・複雑化するニーズへの対応や、親なき後の支援などの具体的な取り組みの推進 □感染症や災害などの発生時の効果的な支援やサービス継続のしくみづくり 【包括的な支援のしくみづくり】 ○自立支援協議会等を通じて「にも包括」などを含む分野やライフステージを超えた関係機関・事業者等の情報共有や連携を推進 ○難病医療にかかるネットワークを推進 ○重層的支援体制整備に向けた検討を実施 □重層的支援体制の整備や地域生活支援(拠点)システムによる面的整備などの具体的な取り組み □医療と福祉・介護のいっそうの連携
⑥ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進	(健康づくり・重度化防止の支援) (障害者に配慮した医療の充実) ・難病医療ネットワーク会議を開催し、身近な難病医療体制の整備に向けて課題を共有 (依存症対策の取り組み) ・依存症防止のフォーラムを開催し、自助グループと支援者の連携を強化	○難病医療にかかるネットワークを推進 ○重層的支援体制整備に向けた検討を実施 □重層的支援体制の整備や地域生活支援(拠点)システムによる面的整備などの具体的な取り組み □医療と福祉・介護のいっそうの連携

- 【次期計画での検討事項】**
- ・地域共生社会や重層的支援体制の整備などもふまえた障害分野の地域包括ケアのしくみと体制づくり、地域生活支援(拠点)システムによる面的整備の推進
 - ・高齢分野等とも連動した、障害分野の医療と福祉・介護の連携のしくみづくり
 - ・地域移行や親なき後などもふまえた多様な(障害福祉に限らない)住まいの確保や地域生活支援の充実
 - ・親なき後や高齢障害者などを含む多様な複雑なニーズに対応した相談や支援のしくみづくりやサービスの推進
 - ・コロナ禍の影響なども考慮したサービス利用見込みの推計と提供体制の整備
 - ・利用の呼びかけや手続きのいっそうの改善、区分認定調査や支給決定ガイドラインの充実等による障害福祉サービス等の適切な利用の促進
 - ・介助者・支援者への支援の推進
 - ・健康づくりや医療での合理的配慮の推進
 - ・精神保健・予防の取り組みの推進
 - ・障害分野での感染症予防や対策の推進

3. ライフステージを通じた発達支援の充実

成果目標	計画期間の新規の取組	成果(○)・課題(□)
⑦ 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実 [★重点事項]	(継続的な発達支援ネットワークの充実) ・医療的ケア児支援コーディネーターを増員 (障害児や保護者への支援の充実) ・児童発達支援センターのセンター機能の強化に向けた検討を実施 ・コロナ渦のなかで障害児保育研修に民間保育園が参加できるよう、オンライン研修を導入 ・医療的ケア児支援のマニュアルを作成中 ・保護者支援としてペアレントプログラムを実施、こども部職員が講師資格を取得	【発達支援の体制づくり】 【障害の発見と療育の推進】 ○自立支援協議会等を通じ、公と民の関係機関の連携を推進 ○医療的ケア児も含め、ニーズの多様化に対応した障害児や保護者への支援を推進 □ニーズの増大や多様化・複雑化に対応するためのニーズ把握や支援体制の充実 □感染症の発生時などの効果的な支援やサービス継続のしくみづくり
⑧ 支援教育・高等教育の充実	(支援教育の充実) ・通級指導教室の増設にあわせた研修を実施	【生涯にわたる学習の推進】 ○入園や就学への丁寧な支援、個別計画に基づく計画的・組織的な支援を実施 ○学校・社会教育施設や社会教育・スポーツ事業での合理的配慮を推進 □障害児者に配慮した高等教育の検討 □社会参加の場としての社会教育・スポーツのいっそうの推進
⑨ 生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進	(障害者に配慮した生涯学習・スポーツ等の推進) ・新中央図書館を設置し、電子図書館・障害者サービスの環境を整備、広報等で周知 ・ハーフマラソンで伴走者を配置 ・ミュージックデー事業で支援を行う教員の参加を承認	

【次期計画での検討事項】

- ・障害児支援・サービスの実施主体が多様化するなかでの、公と民の連携のしくみの充実と、児童発達支援センターの機能強化等を含む療育システムの充実
- ・医療的ケア児などを含む、多様化、複雑化するニーズへの対応
- ・障害児相談実施体制の確保
- ・国・市の施策として子育て支援が積極的に推進されることと連動させた、障害児や保護者などの効果的な支援や、地域や保護者どうしの支えあいなどのしくみづくり
- ・支援学校や関係機関等とも連携した、医療的ケア児なども含めた多様なニーズに対応する、インクルーシブ(ともに学ぶ)教育の視点に立った障害児の教育、指導・支援体制の充実
- ・ともに学び、暮らす「インクルージョン」の視点もふまえた放課後支援の推進
- ・障害のある人の高等教育の検討と、高校生年代の障害児(退学者なども含め)への継続的な相談や支援のしくみづくり
- ・障害のある人の多様なニーズに対応する、社会参加の場としての生涯学習・スポーツ、文化活動への参加の促進と、参加しやすい環境づくりや支援、合理的配慮の充実

4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実

成果目標	計画期間の新規の取組	成果(○)・課題(□)
⑩ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [★重点事項]	(障害者雇用の推進) ・広報等を通じて難病患者の就労に関する啓発を実施 ・市職員採用試験で内定後に全採用予定者との意見交換会を開催し、不安等の聴き取りを実施	【就労や社会参加の推進】 ○自立支援協議会等を通じて関係機関と事業所等が連携し、就労支援や生活支援とも連携した定着支援を実施 ○生活困窮者へのきめ細かな就労支援を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・集団になじめない人の作業体験などの支援も実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉的就労の場などのサービスを計画に基づいて提供
⑪ 福祉的就労や中間的就労などの多様な就労の推進	<p>(就労定着のための支援の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の就労支援部会で就労支援と生活支援の連携も協議 <p>(ニーズに応じた福祉的就労の充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた障害者雇用や就労支援の検討 □農福連携なども含む、多様な就労の場づくり □就労支援と生活支援のいっそうの連携 □社会参加を推進するための合理的配慮等のいっそうの推進
⑫ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援	<p>(社会参加の活動への支援・身近な地域での活動や交流の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画に基づき重層的支援体制整備事業について検討 	

<p>【次期計画での検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応した一般就労、福祉的就労（就労系福祉サービス）の場の確保 ・福祉的就労などから一般就労への効果的な移行をすすめるしくみの充実 ・就労選択支援事業の実施体制づくり ・就労支援と生活支援の効果的な連携のしくみづくりと就労の定着・再挑戦等への支援 ・多様なニーズに応じた社会参加の促進と、参加しやすい環境づくりや支援、合理的配慮の推進 ・当事者活動への支援の充実
--

5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

成果目標	計画期間の新規の取組	成果(○)・課題(□)
⑬ 「地域共生社会」への理解と主体的な参加の促進	<p>(「地域共生社会」への理解と取り組みの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例に基づき啓発動画を作成 <p>(地域生活を支えあう活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の地域福祉活動部会で開催するタウンミーティングで、コロナ禍に配慮しオンライン方式等も導入 ・地域支え合い推進員を配置し、多様な関係者とのネットワークの構築や生活支援サービス・居場所づくりを促進 ・通いの場のデータベースを活用して社会資源を把握 ・生活困窮者の居場所づくりに向けた検討を推進 	<p>【理解し、支えあうコミュニティづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発・学習や活動を継続的に実施 ○手話言語条例をきっかけとした取り組みや連携 □コロナ禍による地域での活動などの制約、参加者の固定化・高齢化
⑭ だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり	<p>(ユニバーサルデザインのまちづくり)</p> <p>(移動の支援の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画の見直しを検討 ・乗合い事業、バス利用促進事業を実証実験をふまえて実施 ・重度障害者にコロナワクチン接種用のタクシーチケットを配付 	<p>【バリアのないまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種の施設整備等でのバリアフリー化を推進 ○移動を支援するサービスを拡充 □合理的配慮の視点での、さまざまな場面でのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
⑮ 安全・安心に暮らせる防災・防犯・交通安全等の取組	<p>(災害への備えや避難等の支援の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを更新 ・感染症対応版のマニュアルを作成・周知、 ・避難情報のサイレン放送を導入 ・防災用資機材の取り扱い訓練や避難所開設・運営マニュアルに基づく訓練の実施を支援 ・福祉避難所の災害用物品の更新と事業所との意見交換を実施 	<p>【安全・安心なまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の効果的な運用に向けた取り組み ○感染症対策も考慮した地域での防災訓練等を実施 □災害時の避難等が不安な障害者が多いことへの対応 □感染症発生時などにも対応

	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所で災害発生時の効果的な運用の確認を実施、福祉避難所の備品を更新 ・防災バンドナの周知を実施 ・地域福祉計画に基づく取り組みを推進、個別避難計画の取り組みを推進 <p>(障害者に配慮した防犯や交通安全の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪防止の観点からの専門家による分析や市民の治安満足度アンケートを実施、分析に基づく取り組みを実施 ・医療観察法対象者への支援を「にも包括」も意識して推進 	<p>できる啓発・教育の手法</p>
--	---	--------------------

<p>【次期計画での検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備と連動した、地域共生社会の視点に基づく、より幅広い人や機関等の参加・連携による取り組み ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 ・より伝わりやすく、理解されやすい啓発や情報発信 ・ウィズコロナ・アフターコロナの視点での地域活動 ・障害者権利条約や差別解消法・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法などをふまえた、合理的配慮の推進 ・公共交通などによる効果的な移動支援の推進 ・災害時の避難や、緊急時の支援を的確に行うための、関係機関や地域等の連携の強化 ・福祉避難所等の運用や個別避難計画の推進等、多様なニーズや地域状況をふまえた災害時支援の充実
--

6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

成果目標	計画期間の新規の取組	成果(○)・課題(□)
⑯ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実	<p>(自立支援協議会の活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会でコロナ禍に配慮しオンライン方式等も導入、課題や状況等の変化をふまえて一部の会議を再編 <p>(「地域共生社会」を生かした連携のしくみづくり)</p>	<p>【障害者支援のネットワークづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の各部会で関係機関等の連携・情報共有やスキルアップ等を推進
⑰ 計画のPDCIを通じた全庁的な障害者支援の推進	<p>(PDCIサイクルでの計画の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画に基づき福祉計画連絡調整会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画推進シートによりPDCIサイクルで計画を推進 □「地域共生社会」の視点での分野を超えた連携
⑱ 障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上	<p>(障害者支援の人材確保)</p> <p>(サービスや活動の質の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務負担を軽減し支援の質を高めるための府などが実施する研修に参加 	<p>【障害者支援の担い手づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報共有や学びあいの研修などで、事業者や支援者の質を高める取り組みを推進 □計画に基づきサービス等を提供するための事業者や担い手の確保と、ニーズの多様化・複雑化に対応したスキルアップ

<p>【次期計画での検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進と連動させた自立支援協議会の編成、公民協働による運営の推進 ・公的な役割の増加もふまえた自立支援協議会の機能の整理 ・福祉分野の計画が効果的に連動できるPDCIの推進 ・計画を的確に推進するとともに、サービス等の質を向上するための人材の確保やスキルアップの取り組み ・虐待防止なども含めた事業者への指導・支援の充実
--

成果目標の達成状況

(※) 令和5年度は9月までの実績を参考値として記載しています。
 小数点以下を四捨五入しているため、達成率や合計が一致しない場合があります。

(1) 障害福祉サービス（1か月あたり）

① 訪問系サービス

[上段：時間 下段：人]

		令和3年度			令和4年度			5年度
		実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績
身体障害者	居宅介護	5,052	5,222	97%	5,452	5,255	104%	5,779
		151	158	96%	159	159	100%	171
	重度訪問介護	4,227	5,029	84%	3,754	5,146	73%	4,632
		37	43	86%	36	44	82%	35
	同行援護	1,359	2,070	66%	1,942	2,096	93%	1,641
		67	79	85%	68	80	85%	72
	重度障害者等包括支援	705	839	84%	774	879	88%	848
		4	4	100%	4	4	100%	4
知的障害者	居宅介護	2,594	2,647	98%	3,149	2,733	115%	3,183
		130	124	105%	134	128	105%	142
	重度訪問介護	586	643	91%	527	771	68%	924
		3	5	60%	3	6	50%	4
	行動援護	554	492	113%	692	539	128%	843
		21	21	100%	30	23	130%	35
	重度障害者等包括支援	473	538	88%	550	558	99%	540
		2	2	100%	2	2	100%	2
精神障害者	居宅介護	4,455	3,934	113%	5,051	4,075	124%	5,245
		316	280	113%	333	290	115%	341
	重度訪問介護	25	30	83%	33	40	83%	31
		2	3	67%	2	4	50%	1
	(行動援護)	5	15	33%	6	15	40%	7
		1	2	50%	1	2	50%	1
障害児	居宅介護	314	277	113%	364	292	125%	335
		15	19	79%	17	20	85%	17
	同行援護	0	11	0%	0	11	0%	0
		0	1	0%	0	1	0%	0
	行動援護	13	44	30%	44	58	76%	40
		1	3	33%	3	4	75%	3
合計	居宅介護	12,415	12,080	103%	14,016	12,355	113%	14,542
		612	581	105%	643	597	108%	671
	重度訪問介護	4,838	5,702	85%	4,314	5,957	72%	5,587
		42	51	82%	41	54	76%	40
	同行援護	1,359	2,081	65%	1,942	2,107	92%	1,641
		67	80	84%	68	81	84%	72
	行動援護	572	551	104%	742	612	121%	890
		23	26	88%	34	29	117%	39
	重度障害者等包括支援	1,178	1,377	86%	1,324	1,437	92%	1,388
		6	6	100%	6	6	100%	6

② 短期入所

[上段：日 下段：人]

		令和3年度			令和4年度			5年度
		実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績
短期入所	身体障害者	264	395	67%	373	403	93%	435
		60	51	118%	45	52	87%	55
	知的障害者	754	983	77%	876	1,014	86%	922
		116	156	74%	134	161	83%	146
	精神障害者	25	103	24%	21	112	19%	17
		6	11	55%	5	12	42%	4
	障害児	70	95	74%	99	103	96%	92
		14	24	58%	22	26	85%	25
	合計	1,113	1,576	71%	1,369	1,632	84%	1,466
		196	242	81%	206	251	82%	230

③ 日中活動系サービス

[上段：日 下段：人]

		令和3年度			令和4年度			5年度
		実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績
身体障害者	生活介護	2,607	2,585	101%	2,760	2,620	105%	2,885
		143	149	96%	154	151	102%	158
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	73	45	162%	60	45	133%	65
		5	3	167%	4	3	133%	3
	就労移行支援	138	104	133%	154	104	148%	257
		9	6	150%	8	6	133%	14
	就労継続支援(A型)	433	390	111%	512	390	131%	589
		22	21	105%	26	21	124%	30
	就労継続支援(B型)	482	406	119%	610	421	145%	710
		30	26	115%	37	27	137%	43
知的障害者	生活介護	10,126	10,374	98%	10,487	10,474	100%	10,541
		501	520	96%	514	525	98%	511
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	168	417	40%	159	455	35%	326
		11	22	50%	12	24	50%	20
	就労移行支援	580	734	79%	612	752	81%	515
		34	41	83%	35	42	83%	29
	就労継続支援(A型)	844	790	107%	861	790	109%	959
		45	42	107%	46	42	110%	49
	就労継続支援(B型)	4,303	3,980	108%	4,613	4,169	111%	5,004
		222	210	106%	239	220	109%	257
精神障害者	生活介護	567	639	89%	750	690	109%	895
		52	62	84%	66	67	99%	72
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	403	506	80%	369	516	72%	332
		41	53	77%	37	54	69%	32
	就労移行支援	1,427	1,282	111%	1,549	1,313	118%	1,597
		84	83	101%	86	85	101%	92
	就労継続支援(A型)	1,264	1,028	123%	1,502	1,028	146%	1,627
		72	61	118%	85	61	139%	95
	就労継続支援(B型)	2,935	2,257	130%	3,544	2,371	149%	3,759
		230	198	116%	260	208	125%	274

(次ページに続く)

		令和3年度			令和4年度			5年度
		実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績
合計	生活介護	13,300	13,598	98%	13,997	13,784	102%	14,321
		696	731	95%	734	743	99%	741
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	644	968	67%	588	1,016	58%	723
		57	78	73%	53	81	65%	55
	就労移行支援	2,145	2,120	101%	2,315	2,169	107%	2,369
	127	130	98%	129	133	97%	135	
	就労継続支援(A型)	2,541	2,208	115%	2,875	2,208	130%	3,175
		139	124	112%	157	124	127%	174
	就労継続支援(B型)	7,720	6,643	116%	8,767	6,961	126%	9,473
		482	434	111%	536	455	118%	574
就労定着支援 [人]		25	57	66	86%	68	76	89%
療養介護 [人]		22	23	22	105%	24	22	109%

④ 居住系サービス

[人]

		令和3年度			令和4年度			5年度
		実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績
身体障害者	共同生活援助	10	13	77%	15	14	107%	16
	施設入所支援	26	24	108%	27	24	113%	25
	自立生活援助	0	1	0%	0	2	0%	0
知的障害者	共同生活援助	230	245	94%	260	260	100%	273
	施設入所支援	90	90	100%	88	90	98%	86
	自立生活援助	2	2	100%	1	4	25%	1
精神障害者	共同生活援助	63	53	119%	77	58	133%	83
	施設入所支援	3	3	100%	1	3	33%	0
	自立生活援助	5	4	125%	5	5	100%	5
合計	共同生活援助	303	311	97%	352	332	106%	372
	施設入所支援	119	117	102%	116	117	99%	111
	自立生活援助	7	7	100%	6	11	55%	6

⑤ 相談支援

[人]

		令和3年度			令和4年度			5年度
		実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績
計画相談支援	身体障害者	59	58	102%	64	68	94%	62
	知的障害者	186	184	101%	200	204	98%	199
	精神障害者	181	158	115%	197	168	117%	179
	障害児	1	3	33%	1	4	25%	0
	合計	427	403	106%	462	444	104%	440
地域移行支援	身体障害者	0	1	0%	0	1	0%	0
	知的障害者	0	1	0%	1	1	100%	1
	精神障害者	2	3	67%	1	4	25%	4
	合計	2	5	40%	2	6	33%	5
地域定着支援	身体障害者	2	2	100%	2	2	100%	3
	知的障害者	3	3	100%	2	3	67%	3
	精神障害者	3	5	60%	2	6	33%	2
	合計	8	10	80%	6	11	55%	8

(2) 地域生活支援事業（年間）

	令和3年度			令和4年度			5年度	
	実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	4か所	4か所	100%	4か所	4か所	100%	4か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
障害児等療育支援事業	3か所	3か所	100%	3か所	3か所	100%	3か所	
成年後見制度利用支援事業	10人	6人	167%	7人	7人	100%	1人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	486	320件	152%	433件	340件	127%	266件
	要約筆記者派遣事業	10件	20件	50%	9件	20件	45%	9件
	手話通訳者設置事業	2人	2人	100%	2人	2人	100%	2人
手話奉仕員養成研修事業	30人	30人	100%	39人	30人	130%	58人	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	11人	22人	50%	12人	23人	52%	7人
	自立生活支援用具	44人	50人	88%	40人	55人	73%	12人
	在宅療養等支援用具	51人	55人	93%	29人	55人	53%	13人
	情報・意思疎通支援用具	47人	50人	94%	26人	52人	50%	14人
	排泄管理支援用具	7,146人	6,600人	108%	6,208人	6,700人	93%	2,243人
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2人	5人	40%	2人	5人	40%	3人
移動支援事業	69,264時間	88,188時間	79%	87,936時間	89,916時間	99%	92,508時間	
	276人	490人	56%	312人	500人	62%	345人	
地域活動支援センター	5か所	5か所	100%	5か所	5か所	100%	5か所	
	166人	200人	83%	167人	200人	84%	77人	
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施	
《任意事業》	訪問入浴サービス事業	242回	760回	32%	210回	780回	27%	110回
	日中一時支援事業	735回	3,500回	21%	856回	3,500回	24%	473回
	自動車改造助成事業	2件	3件	67%	2件	3件	67%	0件

(3) 障害児支援サービス（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

	令和3年度			令和4年度			5年度
	実績	計画	達成率	実績	計画	達成率	実績
児童発達支援	1,486	1,474	101%	1,684	1,492	113%	1,932
	162	162	100%	202	164	123%	200
医療型児童発達支援	171	294	58%	168	314	54%	117
	20	30	67%	22	32	69%	19
放課後等デイサービス	6,163	6,334	97%	6,494	6,466	100%	6,447
	494	478	103%	540	488	111%	605
保育所等訪問支援 [回]	17	14	121%	29	16	188%	34
	12	7	172%	22	8	175%	26
居宅訪問型訪問支援 [回]	0	4	0%	0	6	0%	0
	0	2	0%	0	3	0%	0
障害児相談支援 [人]	69	73	95%	68	83	82%	66

障害者支援に関するニーズ調査の結果

調査の実施概要

1. 調査の目的

寝屋川市障害者長期計画と寝屋川市障害福祉計画・寝屋川市障害児福祉計画の策定にあたり、障害のある市民のニーズや意見を幅広く把握するとともに、だれもが安心して暮らせるまちづくりの視点で広く市民の意見を把握し、計画に反映するために実施しました。

2. 調査の方法

(1) 対象者

① 障害者支援に関するニーズ調査（手帳所持者・支給決定者調査）

障害者支援に関する幅広いニーズを把握するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、障害福祉サービス等の支給決定を受けている人から、障害の種別や年齢等の割合を考慮して約3,500人を抽出しました。

② 障害や難病のある人への支援やまちづくりに関するアンケート調査（市民調査）

上記以外の16歳以上の市民から約1,500人を、年齢の割合を考慮して抽出しました。

(2) 実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

(3) 実施時期

手帳所持者・支給決定者調査は令和5年10月13日に、市民調査は令和5年10月11日に調査票を発送し、いずれも10月30日を返送の期限としましたが、12月5日までに到着した分は有効として集計に加えました。

なお、手帳所持者・支給決定者調査は、令和5年10月現在の状況で回答を依頼しました。

(4) 回収状況

① 障害者支援に関するニーズ調査（手帳所持者・支給決定者調査）

○有効発送数 3,425通（宛先不明等による未達 26通を除く）

○有効回収数 1,389通（無効（白紙）4通を除く）

○有効回収率 40.6%

② 障害や難病のある人への支援やまちづくりに関するアンケート調査（市民調査）

○有効発送数 1,449通（宛先不明等による未達 8通を除く）

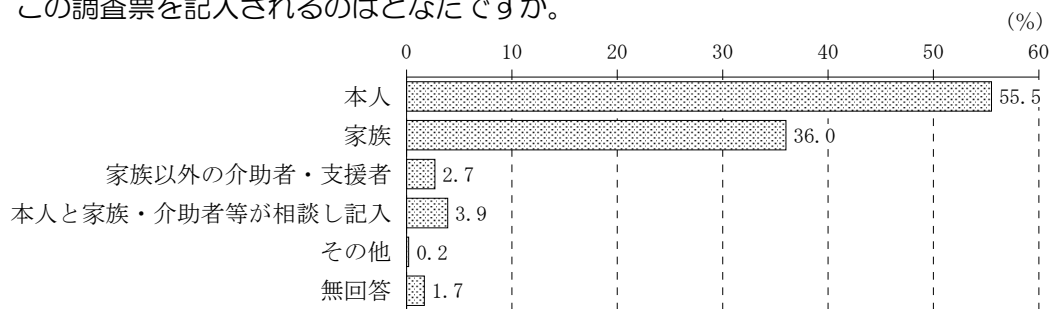
○有効回収数 441通（無効（白紙）2通を除く）

○有効回収率 30.4%

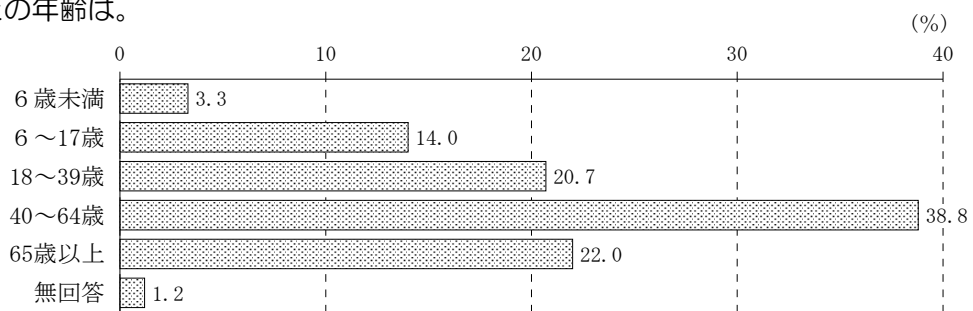
調査結果の概要

① 障害者支援に関するニーズ調査（手帳所持者・支給決定者調査）

問1 この調査票を記入されるのはどなたですか。

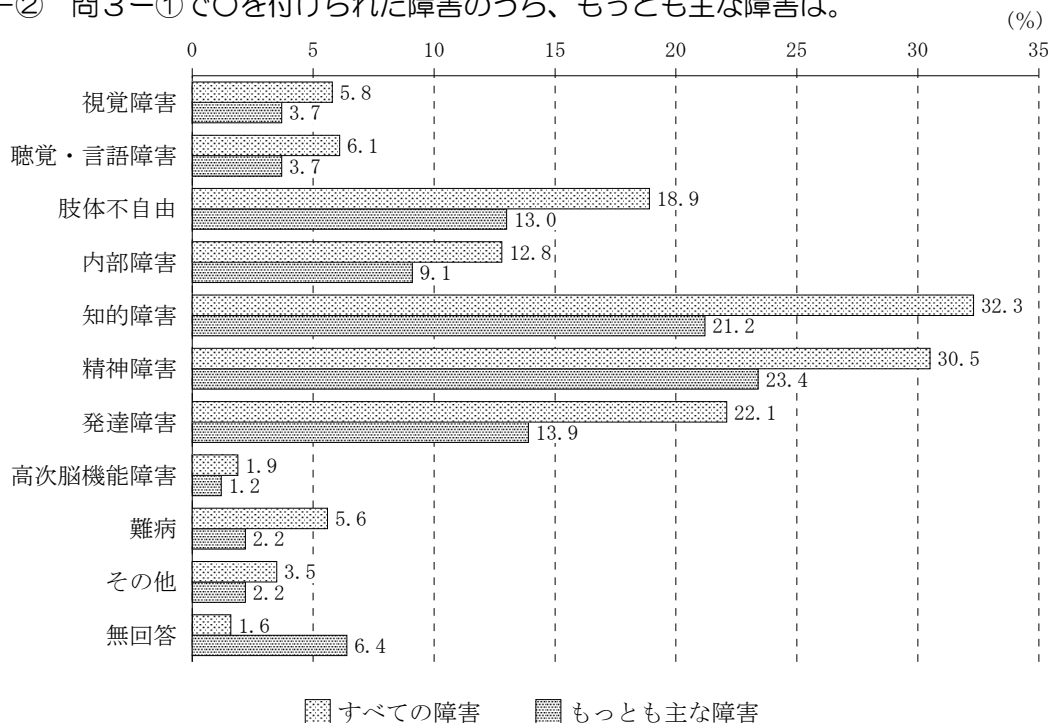


問2 あなたの年齢は。

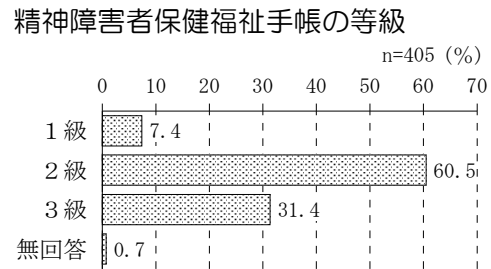
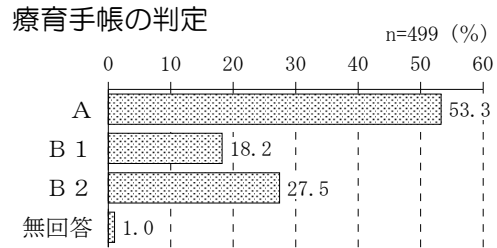
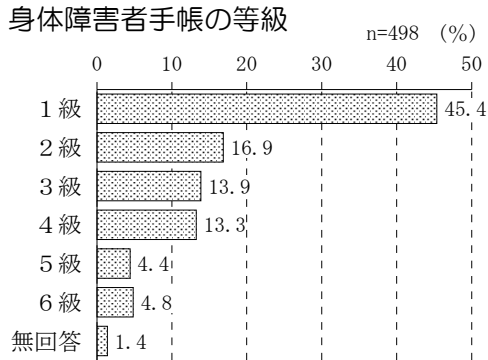
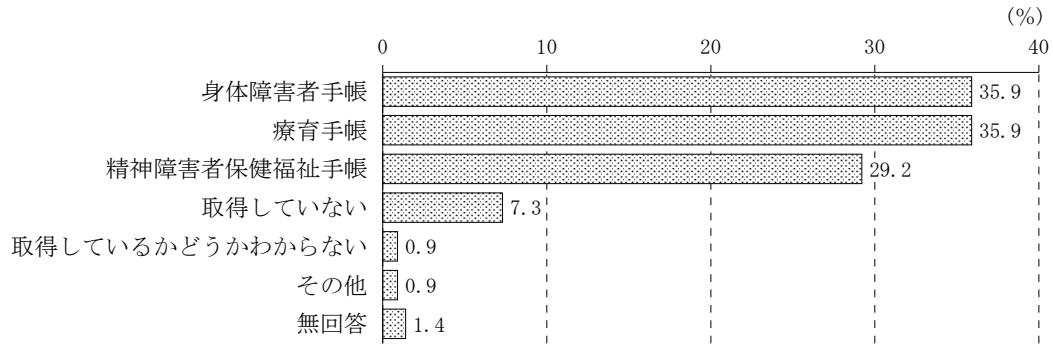


問3-① あなたの障害の種類は [複数回答]。

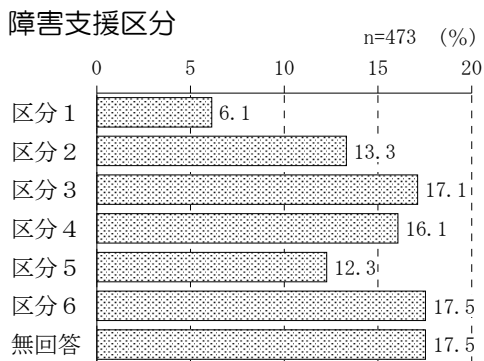
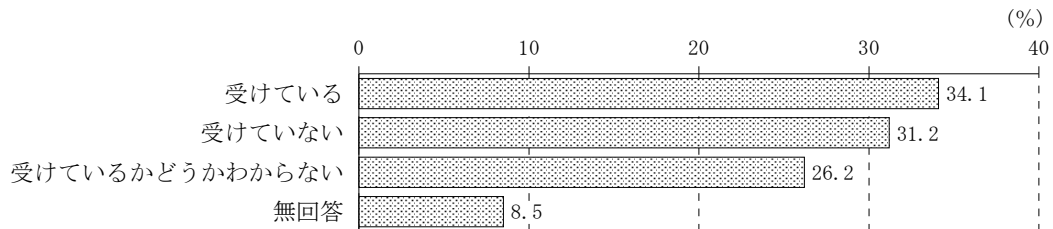
問3-② 問3-①で○を付けられた障害のうち、もっとも主な障害は。



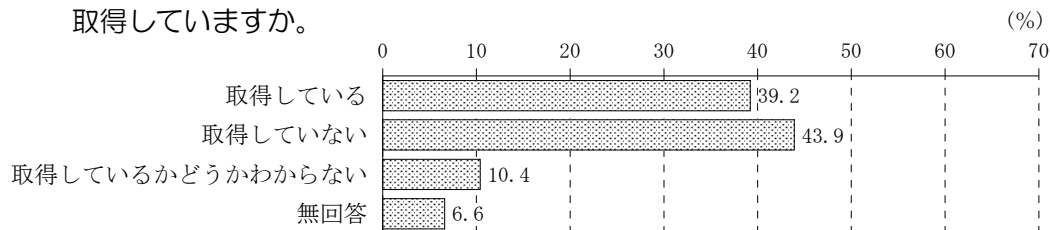
問4 あなたは、身体障害、知的障害、精神障害の手帳を取得していますか [複数回答]。



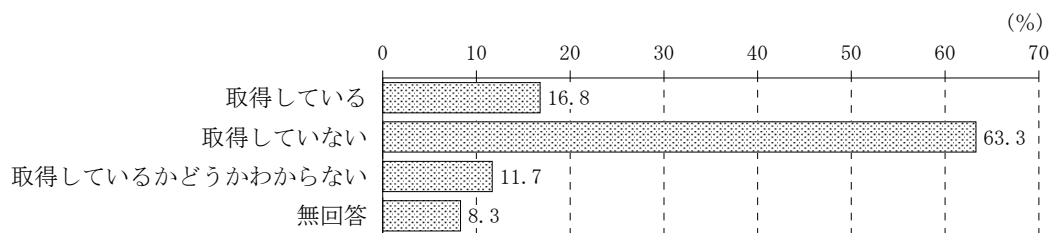
問5-① あなたは障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定を受けていますか。



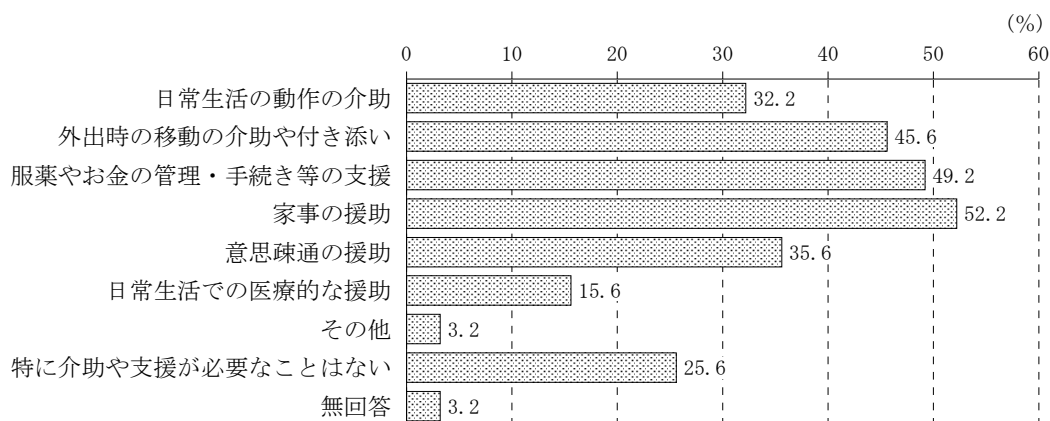
問5-② あなたは自立支援医療（更生・育成医療、精神通院医療）を利用するための受給者証を取得していますか。



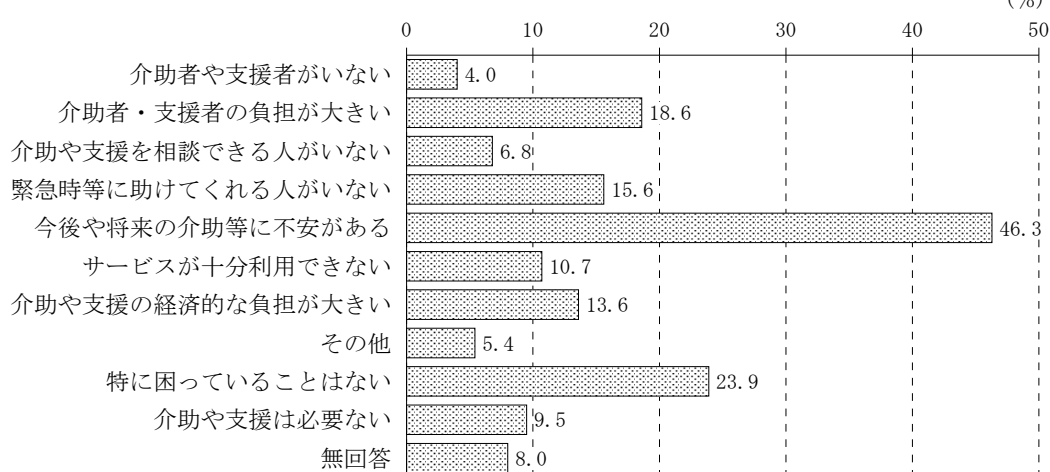
問5-③ あなたは指定難病の医療費助成を利用するための医療受給者証を取得していますか。



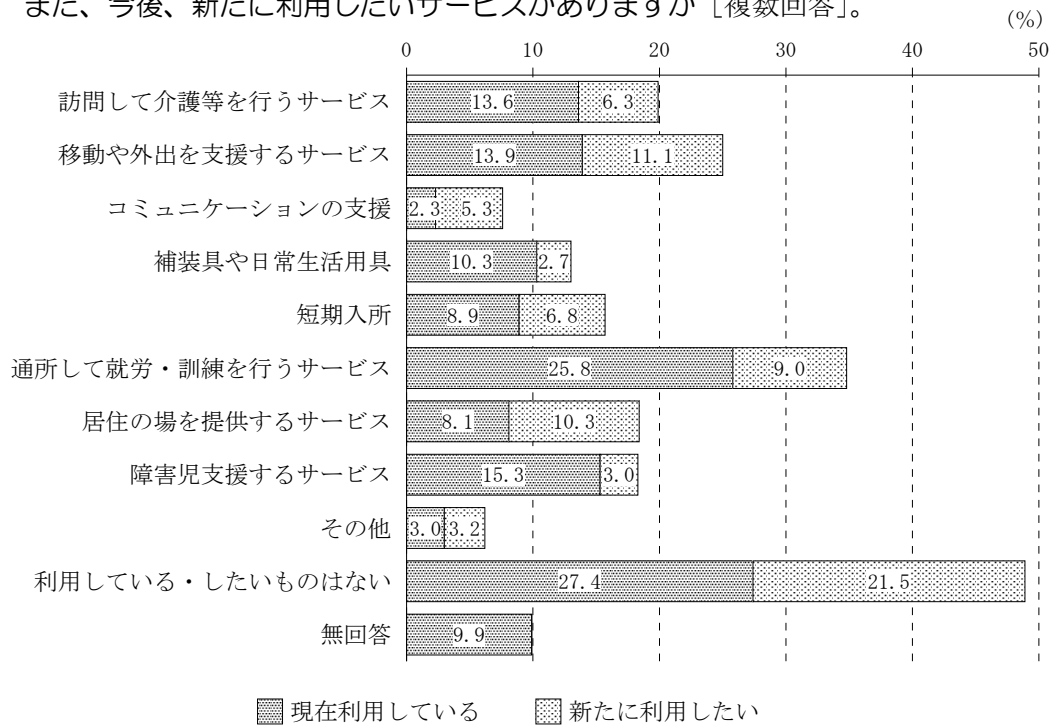
問6 あなたは、日常生活でだれかの介助や支援が必要なことがありますか [複数回答]。



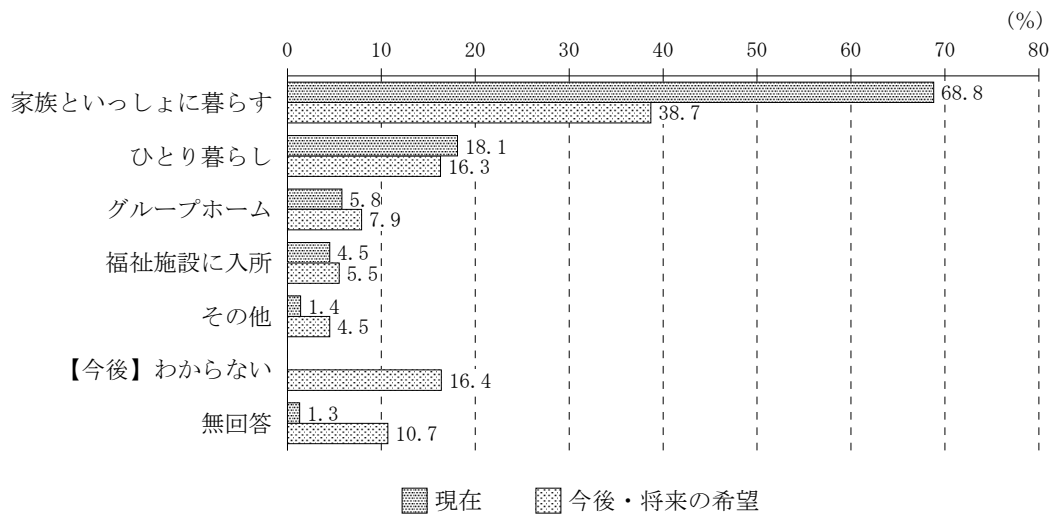
問7 介助や支援に関して困っていることなどがありますか [複数回答]。



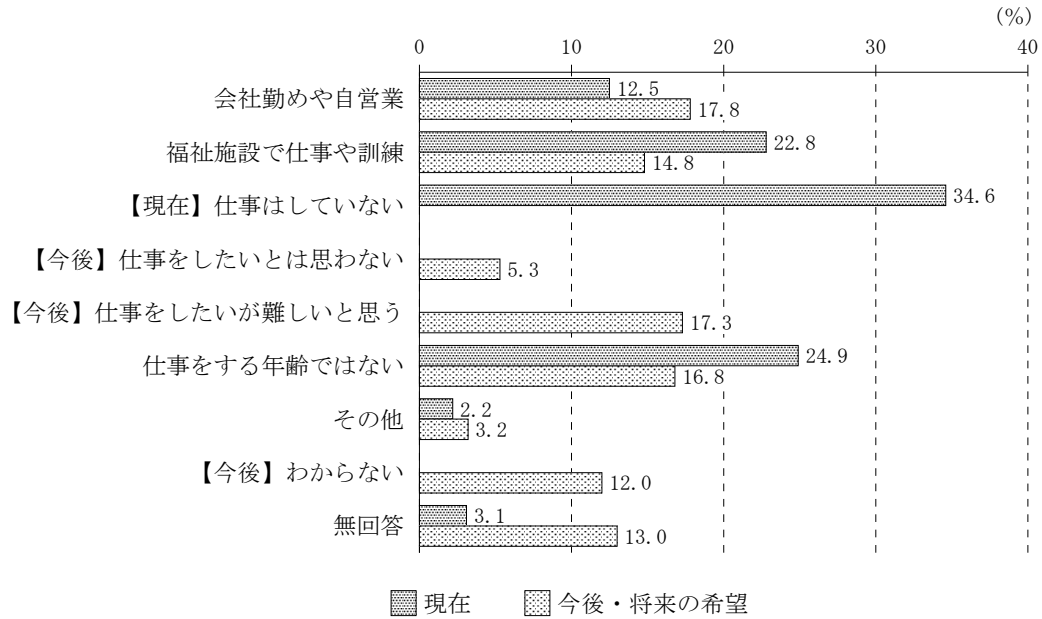
問8 あなたは現在、下記の障害福祉サービス等を利用していますか。
また、今後、新たに利用したいサービスがありますか [複数回答]。



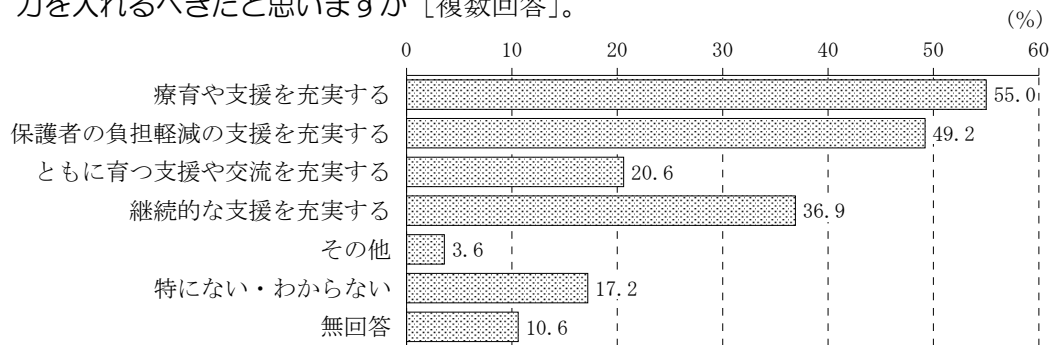
問9 あなたは現在どのような住まい方をしていますか。また、今後はどのようにしたいですか。



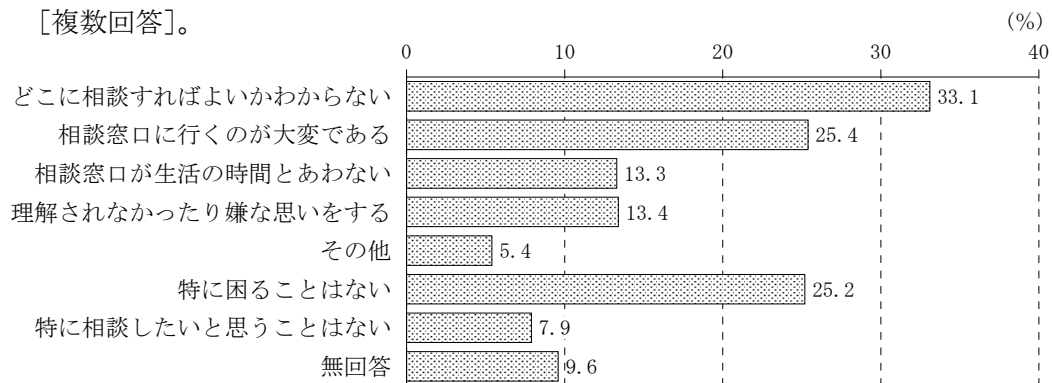
問10 あなたは現在、仕事などをしていますか。また、今後はどのようにしたいですか。



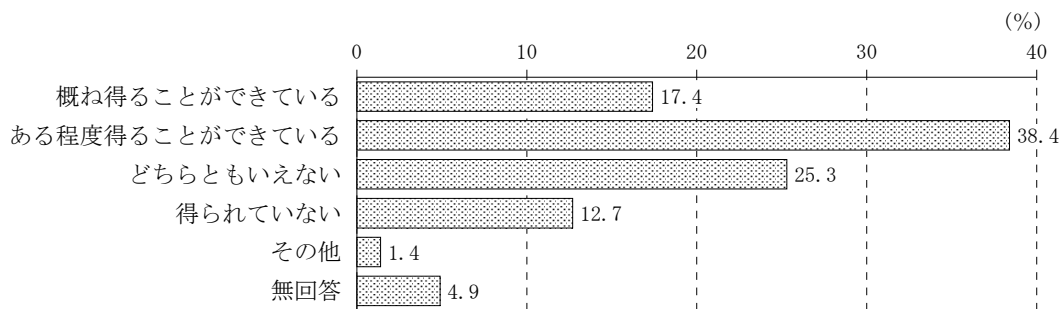
問11 障害のある子どもの発達や教育、生活などに関する支援について、どのようなことに、特に、力を入れるべきだと思いますか [複数回答]。



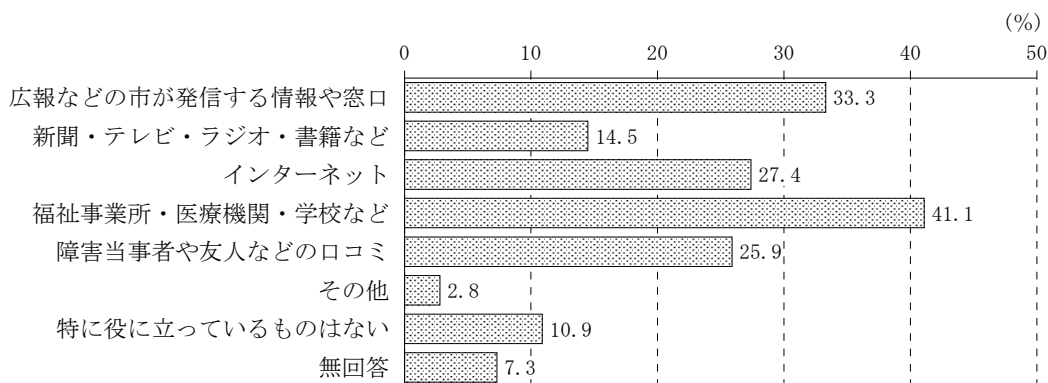
問12 あなたやご家族などは、障害者支援や生活に関する相談について、困ることがありますか [複数回答]。



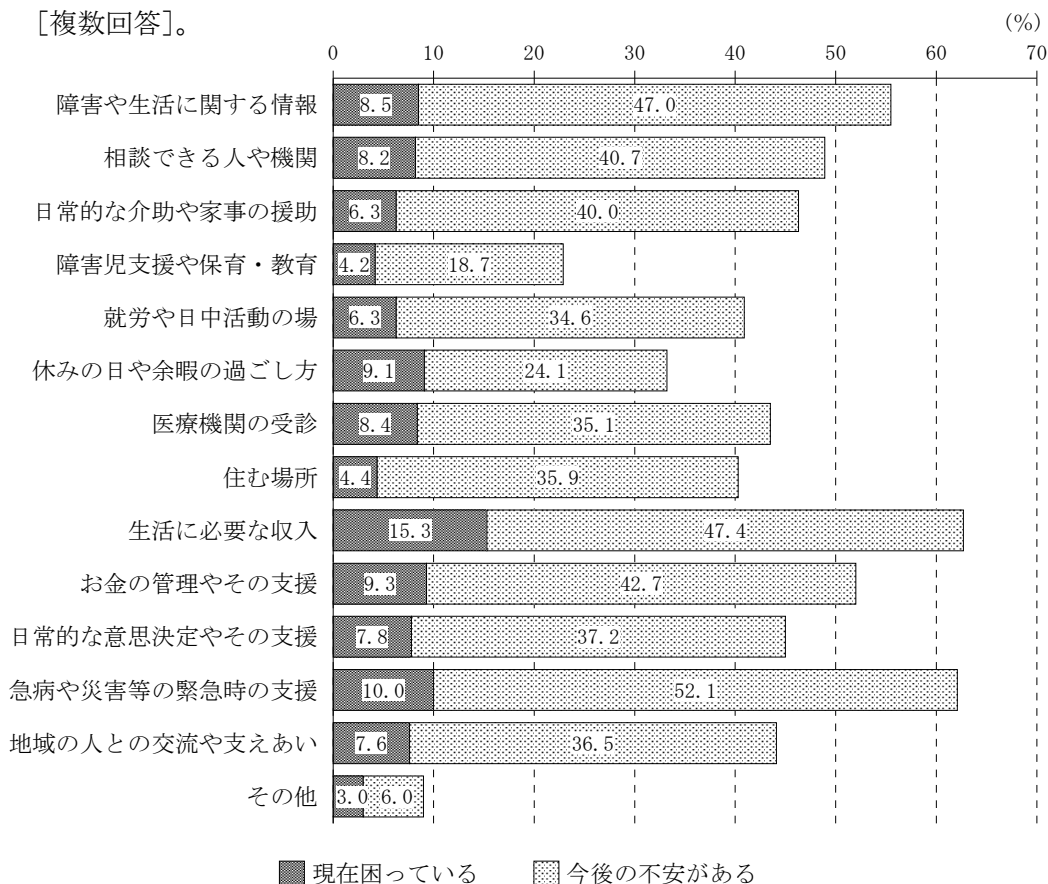
問13-① あなたやご家族は、障害者支援などに関して、必要な情報を得られていますか。



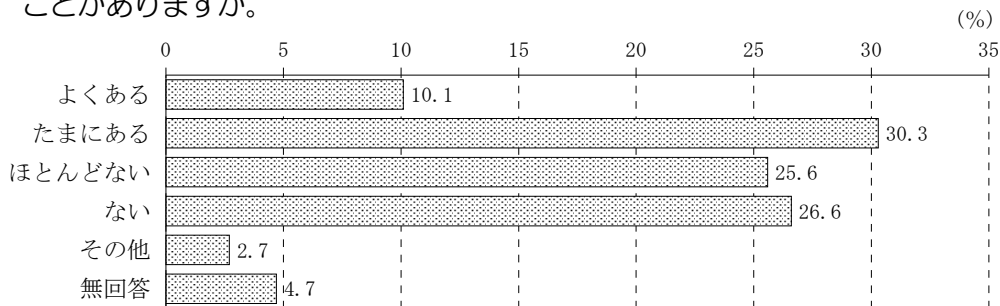
問13-② 情報を得るうえで役に立っているのは、どのような方法ですか [複数回答]。



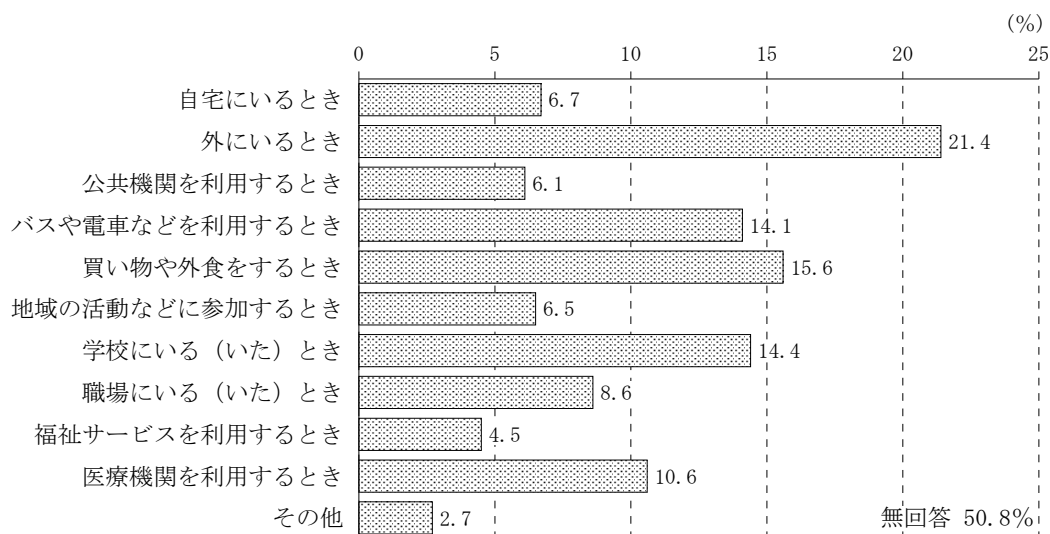
問14 あなたは、生活に関するつぎのことについて、困ったり不安を感じたりしていますか [複数回答]。



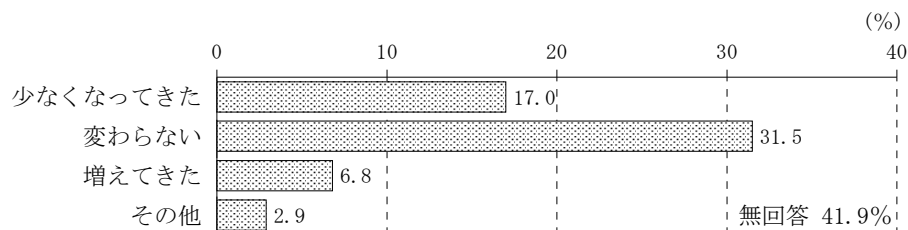
問15-① あなたやご家族などは、ご自身の障害に関することで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。



問15-② 差別を受けたり、嫌な思いをするのは、どのような場面ですか [複数回答]。



問15-③ 差別を受けたり、嫌な思いをする回数は、この5年ぐらいで変化したと感じますか。

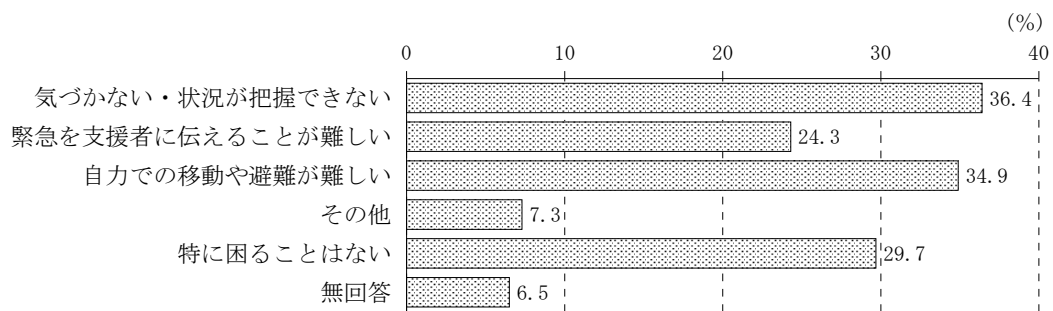


(※) 問15-②、③は差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人に質問しましたが、それ以外で回答された方もあるため、全体を対象として集計しました。

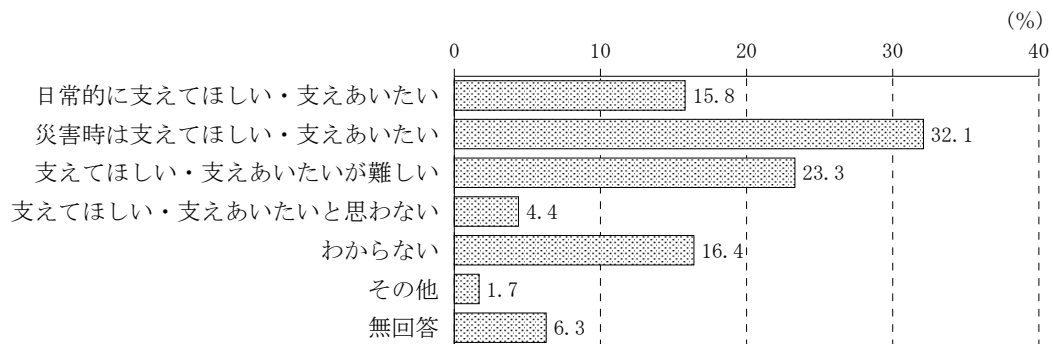
問16 あなたは、日常生活での意思決定や金銭管理の支援を行う成年後見制度などの利用について、どのように考えていますか [複数回答]。



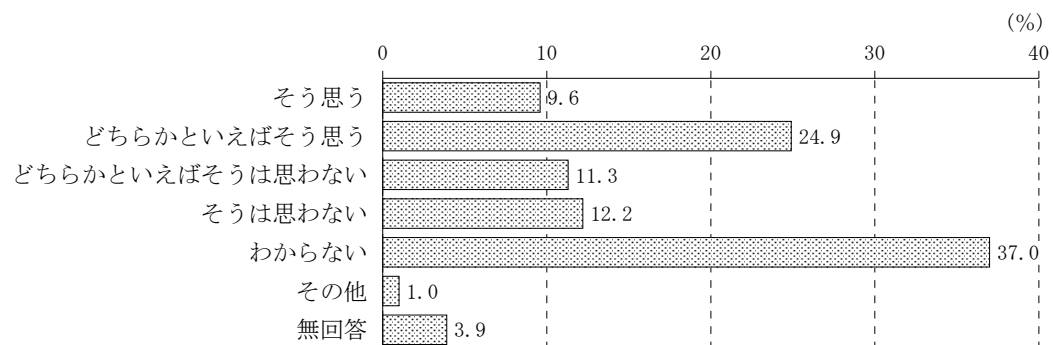
問17 あなたは、災害などの緊急事態が生じたときに困ることがありますか [複数回答]。



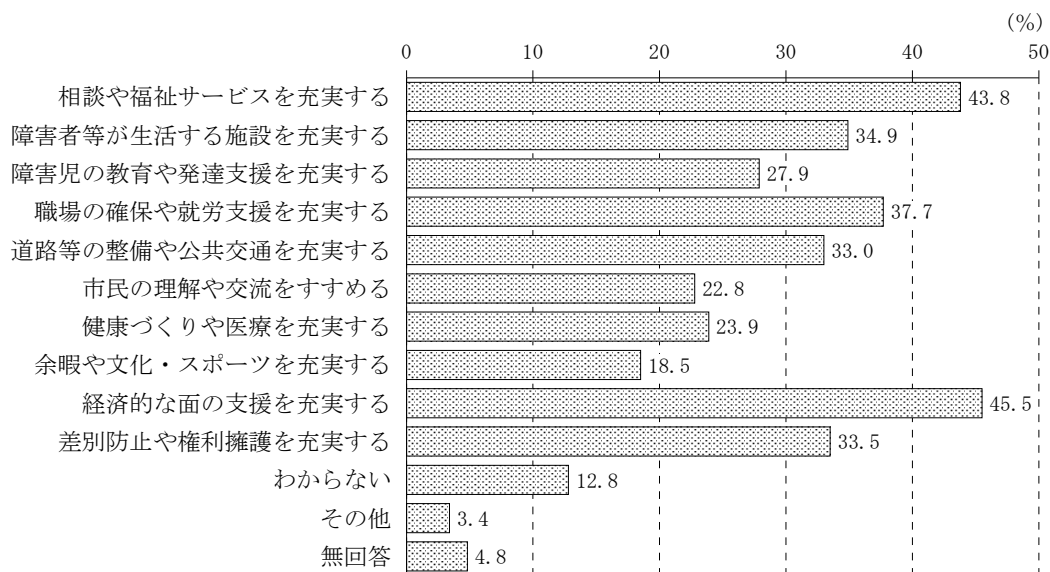
問18 あなたは、日常や災害時などに、地域の人と支えあうことについてどのように思いますか。



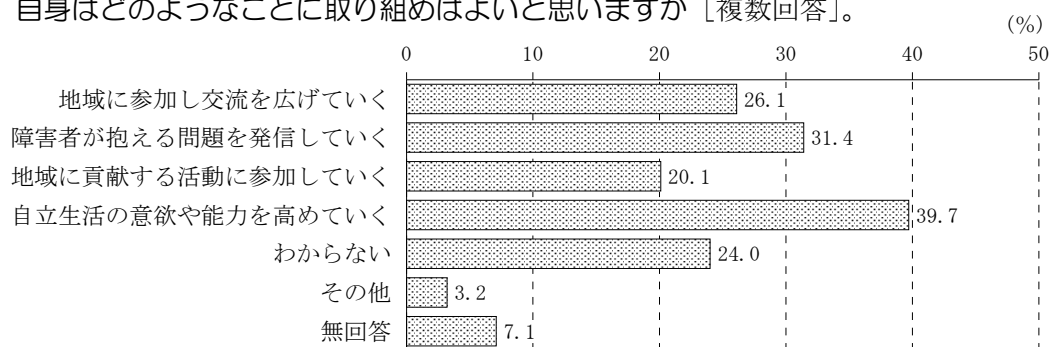
問19 あなたは、現在の寝屋川市は障害や難病がある人が生活しやすいまちだと思いますか。



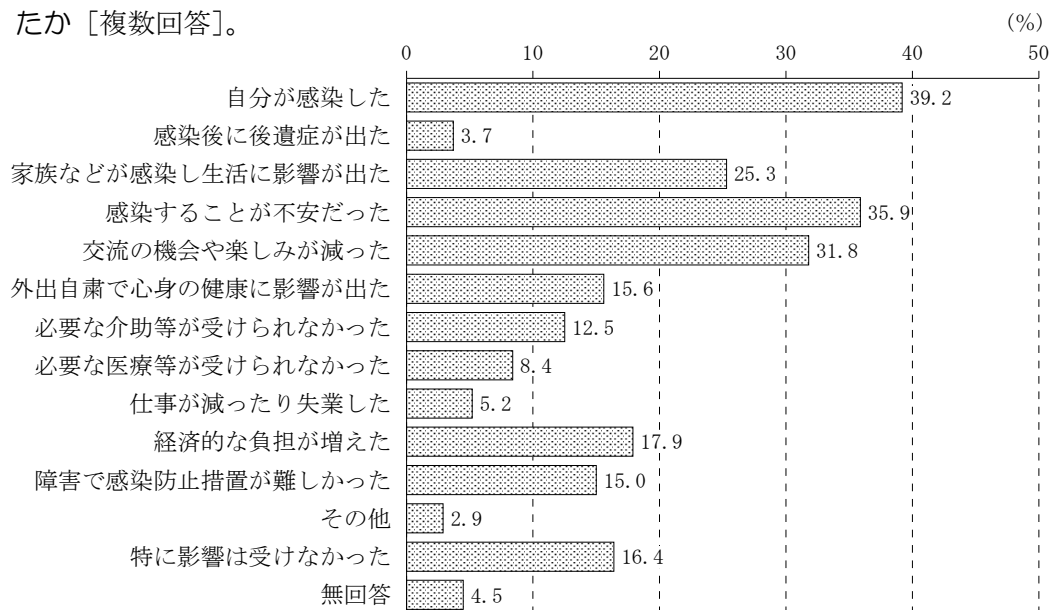
問20 あなたは、寝屋川市を障害や難病がある人がいっそう生活しやすいまちにしていくためには、どのような取り組みを特に優先的にすすめていく必要があると思いますか [複数回答]。



問21 寝屋川市を障害や難病がある人が生活しやすいまちにしていくために、障害や難病がある人自身はどのようなことに取り組みばよいと思いますか [複数回答]。

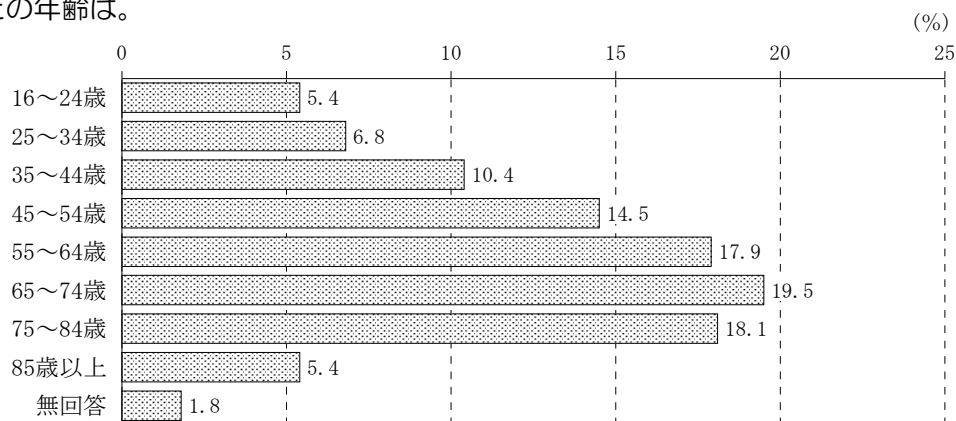


問22 新型コロナウイルス感染症が流行しましたが、あなたは、生活になんらかの影響を受けましたか [複数回答]。

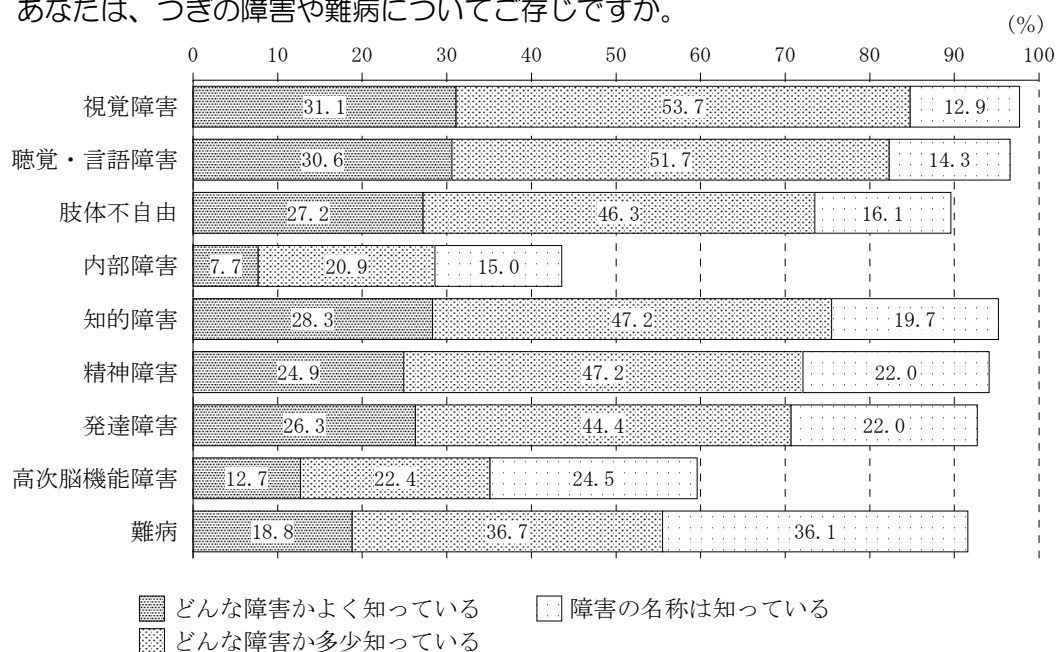


② 障害や難病のある人への支援やまちづくりに関するアンケート調査（市民調査）

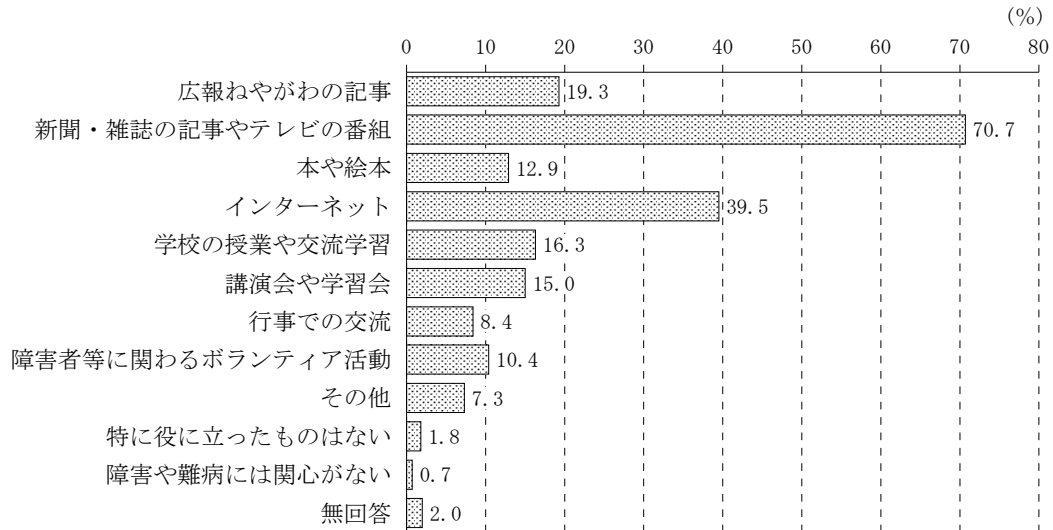
問1 あなたの年齢は。



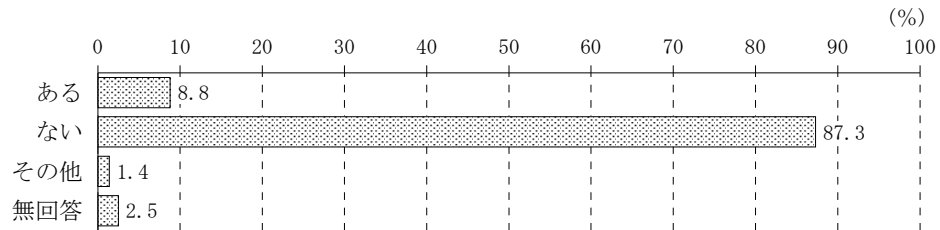
問2 あなたは、つぎの障害や難病についてご存じですか。



問3 障害や難病について理解するうえで、役に立ったと思うものがありますか [複数回答]。



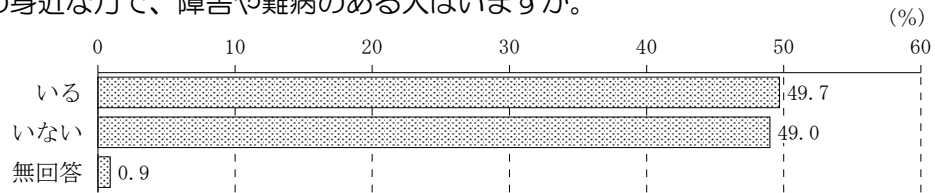
問4 あなたはご自身に、日常生活に継続的な支援が必要な障害や難病がありますか。



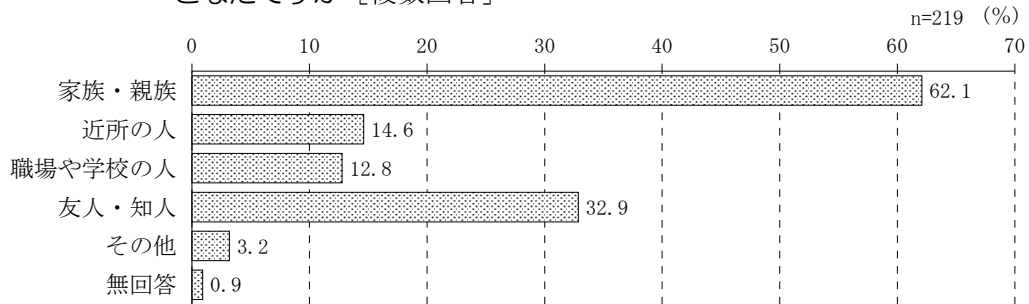
どのような障害・難病ですか [複数回答]

視覚障害	7人	17.9%
聴覚・言語障害	8人	20.5%
肢体不自由	15人	38.5%
内部障害	1人	2.6%
知的障害	4人	10.3%
精神障害	7人	17.9%
発達障害	5人	12.8%
高次脳機能障害	2人	5.1%
難病	6人	15.4%
その他	3人	7.7%
無回答	0人	0.0%
合計	39人	100.0%

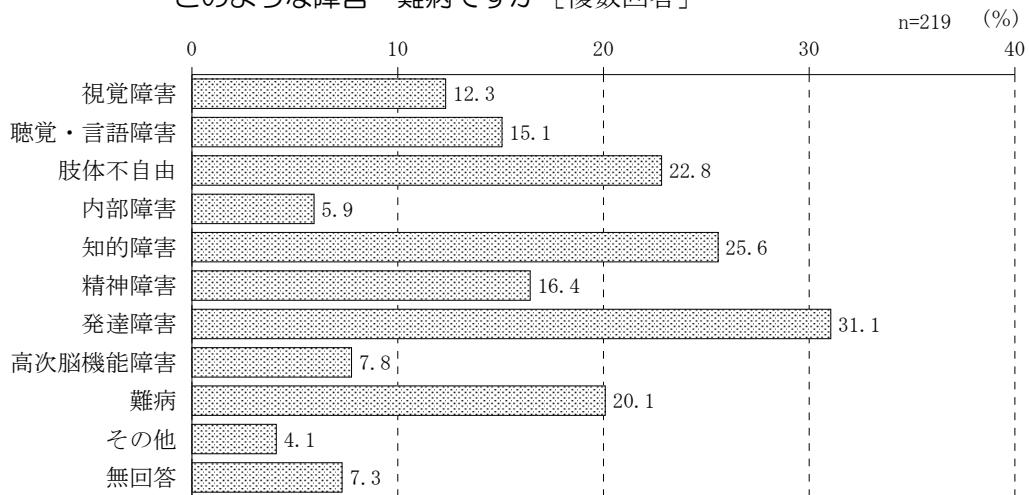
問5 あなたの身近な方で、障害や難病のある人はいますか。



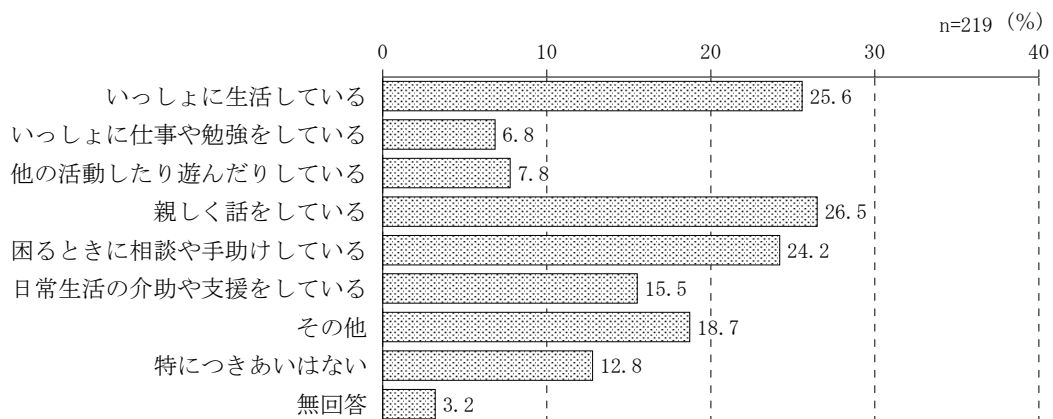
どなたですか [複数回答]



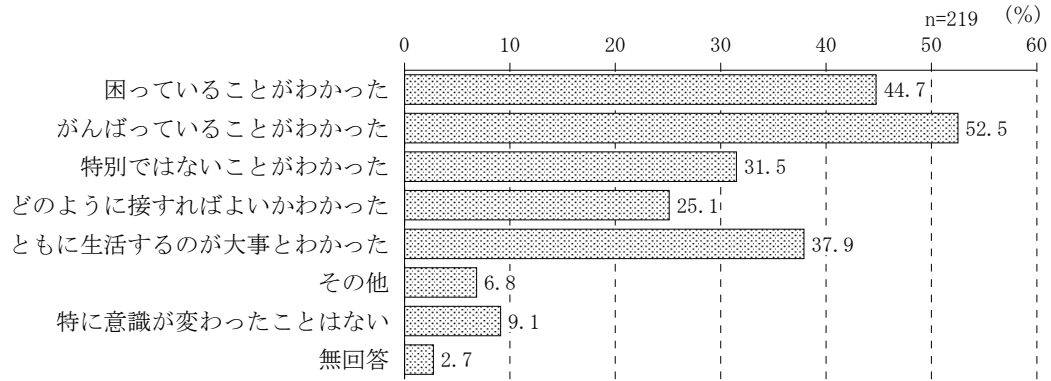
どのような障害・難病ですか [複数回答]



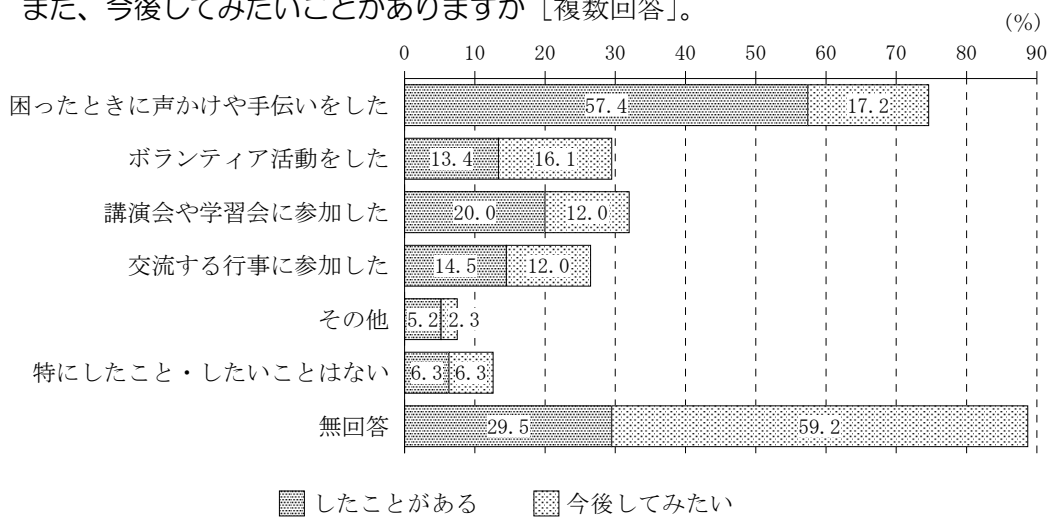
問6-① その障害や難病のある人とはどのようなおつきあいをされていますか [複数回答]。



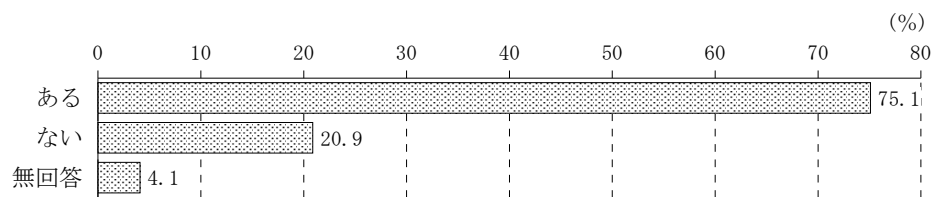
問6-② その人と出会って、障害や難病についての意識が変わりましたか [複数回答]。



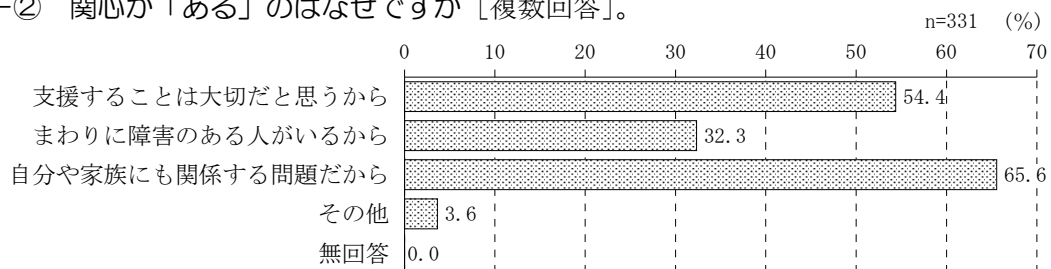
問7 あなたは、障害や難病のある人との関わりについて、つぎのことをした経験がありますか。また、今後してみたいことがありますか [複数回答]。



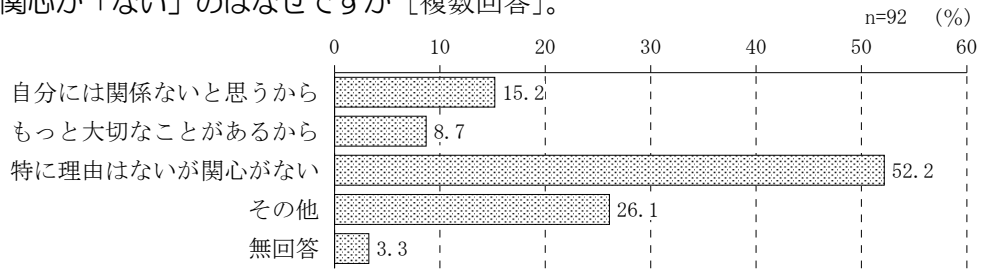
問8-① あなたは障害や難病のある人を支援する取り組みや施策に関心がありますか。



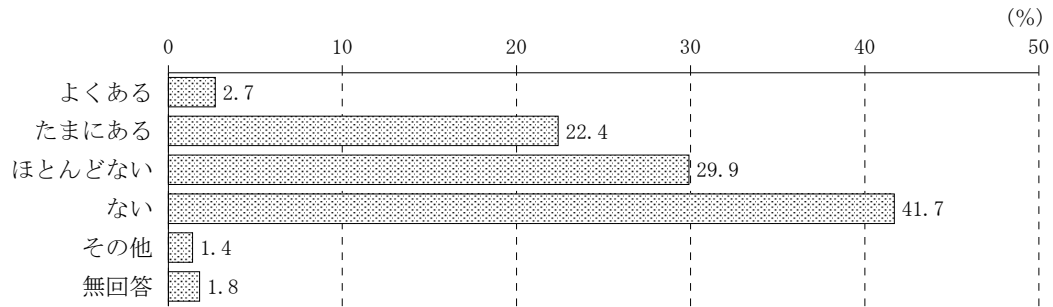
問8-② 関心が「ある」のはなぜですか [複数回答]。



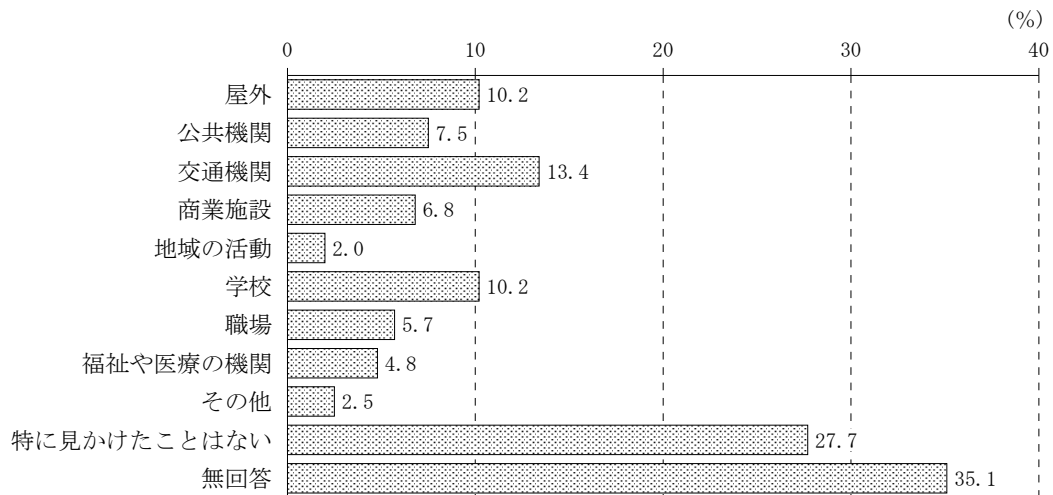
問8-③ 関心が「ない」のはなぜですか [複数回答]。



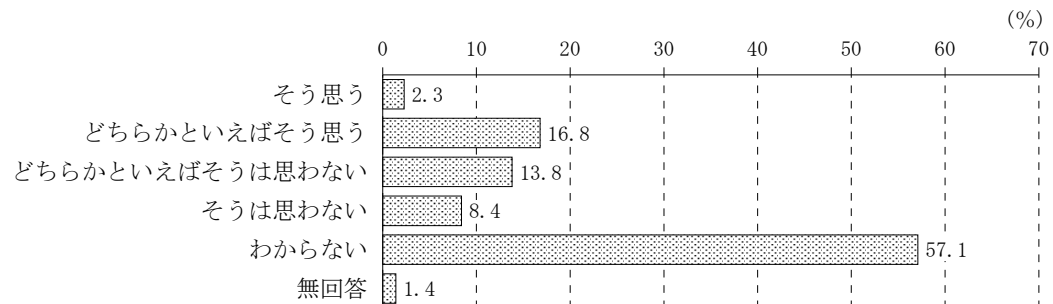
問9-① あなたは、障害のある人が差別や不当な扱いを受けたのを見かけたことがありますか。



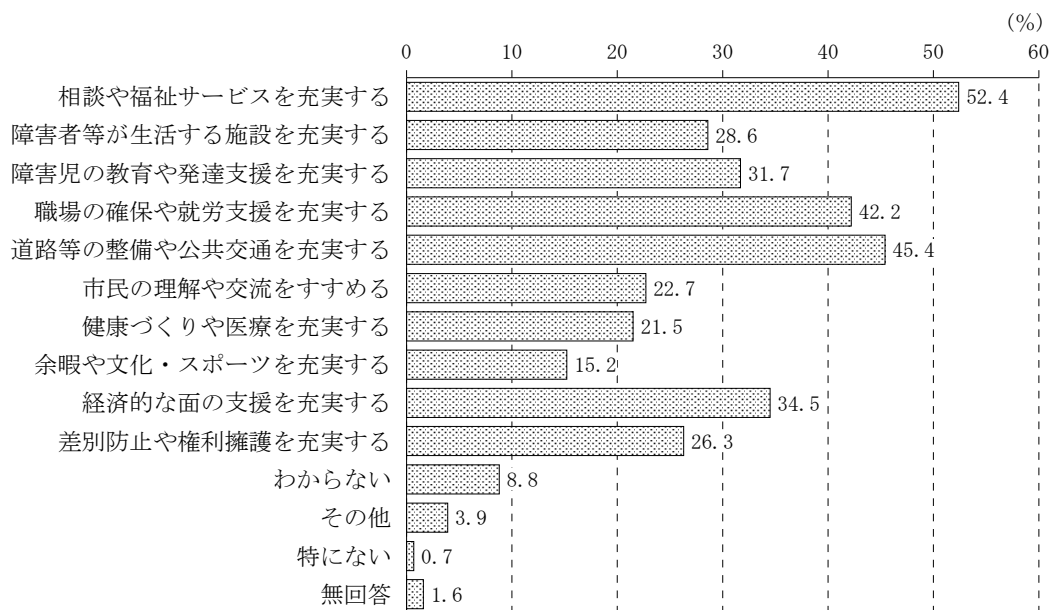
問9-② 差別や不当な扱いを受けたのを見たのは、どのような場面ですか [複数回答]。



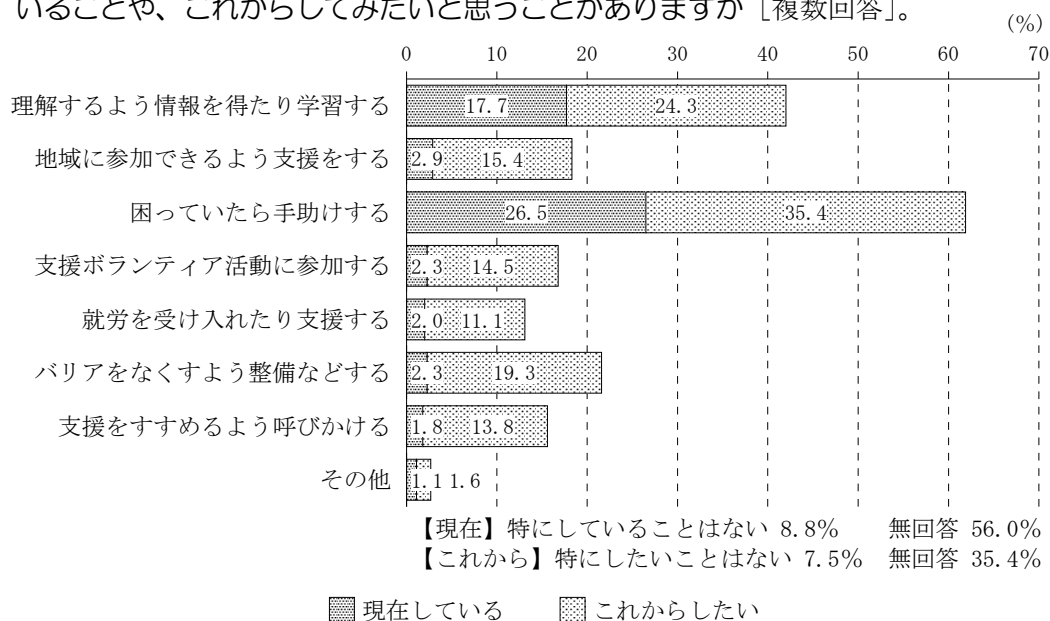
問10 あなたは、現在の寝屋川市は障害や難病がある人が生活しやすいまちだと思いますか。



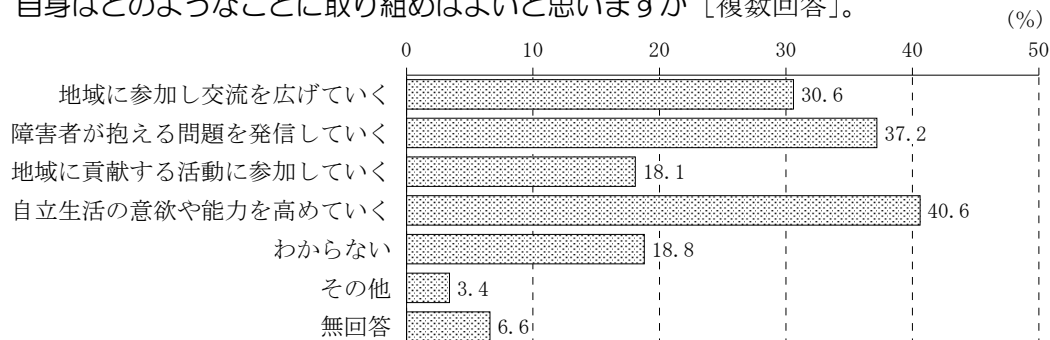
問11 あなたは、寝屋川市を障害や難病がある人がいっそう生活しやすいまちにしていくためには、どのような取り組みを特に優先的にすすめていく必要があると思いますか [複数回答]。



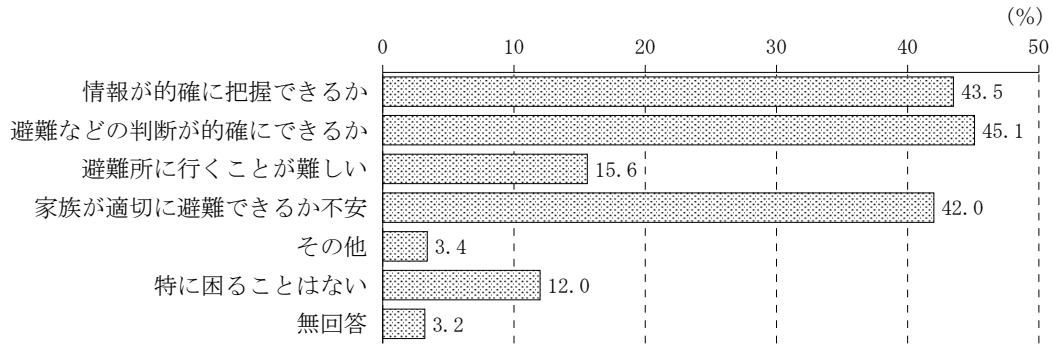
問12 寝屋川市を障害や難病がある人が生活しやすいまちにしていくために、あなたが取り組んでいることや、これからしてみたいと思うことがありますか [複数回答]。



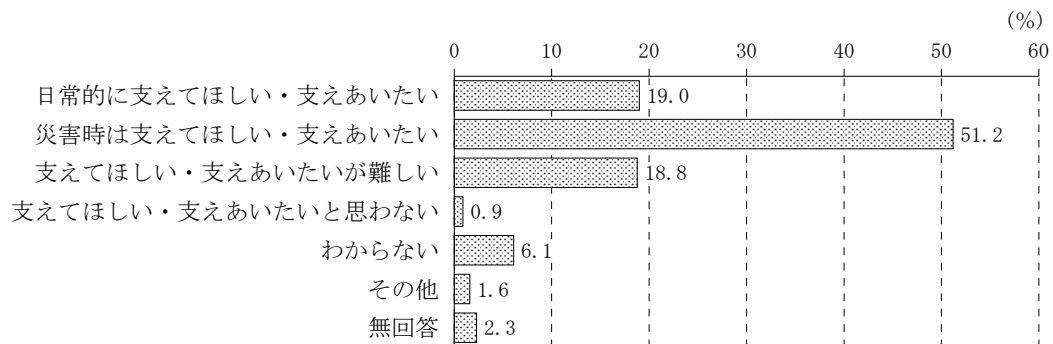
問13 寝屋川市を障害や難病がある人が生活しやすいまちにしていくために、障害や難病がある人自身はどのようなことに取り組みたいと思いますか [複数回答]。



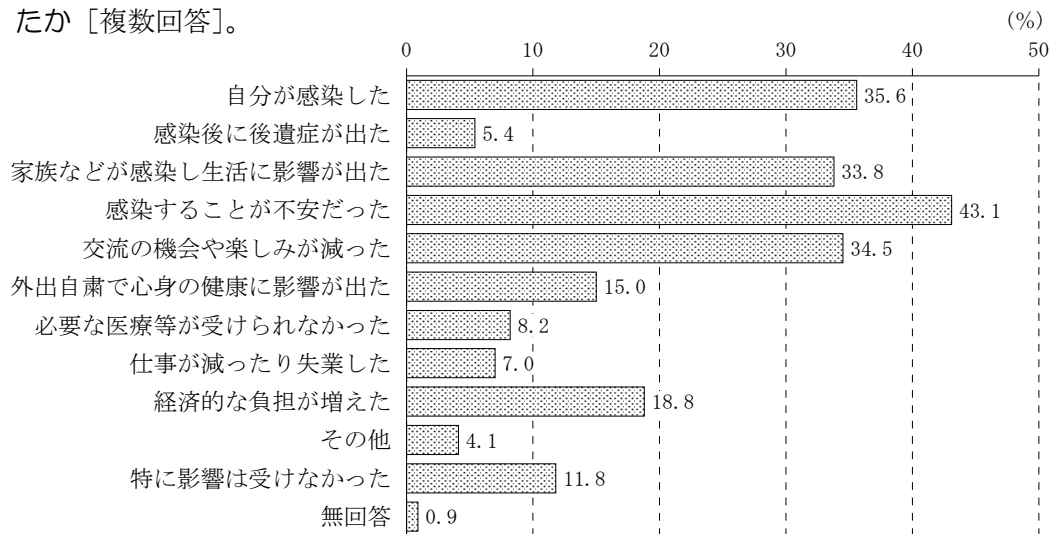
問14 あなたは、災害などの緊急事態が生じたら困ることがありますか〔複数回答〕。



問15 あなたは、日常や災害時などに、地域の人と支えあうことについてどのように思いますか。



問16 新型コロナウイルス感染症が流行しましたが、あなたは、生活になんらかの影響を受けましたか〔複数回答〕。



【問4でご自身に障害や難病が「ある」と答えた方への質問】

問17 あなたは、日常生活でだれかの介助や支援が必要なことがありますか [複数回答]。

日常生活の動作の介助	11人	28.2%
外出時の移動の介助や付き添い	14人	35.9%
服薬やお金の管理・手続き等の支援	8人	20.5%
家事の援助	9人	23.1%
意思疎通の援助	6人	15.4%
日常生活での医療的な援助	3人	7.7%
その他	5人	12.8%
特に介助や支援が必要なことはない	17人	43.6%
無回答	0人	0.0%
合計	39人	100.0%

問18 介助や支援に関して困っていることなどがありますか [複数回答]。

介助者や支援者がいない	1人	2.6%
介助者・支援者の負担が大きい	4人	10.3%
介助や支援を相談できる人がいない	4人	10.3%
緊急時等に助けてくれる人がいない	6人	15.4%
今後や将来の介助等に不安がある	17人	43.6%
サービスが十分利用できない	5人	12.8%
介助や支援の経済的な負担が大きい	8人	20.5%
その他	0人	0.0%
特に困っていることはない	9人	23.1%
介助や支援は必要ない	4人	10.3%
無回答	3人	7.7%
合計	39人	100.0%

問19 障害のある人の生活を支援するため、下記の障害福祉サービス等を実施していますが、あなたが利用したいと思うサービスがありますか [複数回答]。

訪問して介護等を行うサービス	5人	12.8%
移動や外出を支援するサービス	11人	28.2%
コミュニケーションの支援	3人	7.7%
補装具や日常生活用具	6人	15.4%
短期入所	4人	10.3%
通所して就労・訓練を行うサービス	5人	12.8%
居住の場を提供するサービス	3人	7.7%
その他	2人	5.1%
特に利用したいものはない	16人	41.0%
無回答	5人	12.8%
合計	39人	100.0%

問20 あなたは障害者支援などに関して、必要な情報を得られていますか。

概ね得ることができている	5人	12.8%
ある程度得ることができている	11人	28.2%
どちらともいえない	12人	30.8%
得られていない	8人	20.5%
その他	0人	0.0%
無回答	3人	7.7%
合計	39人	100.0%

問21 あなたは障害者支援などについての相談に関して、困ることがありますか [複数回答]。

どこに相談すればよいかわからない	10人	25.6%
相談窓口に行くのが大変である	3人	7.7%
相談窓口が生活の時間とあわない	1人	2.6%
理解されなかったり嫌な思いをする	4人	10.3%
その他	3人	7.7%
特に困ることはない	11人	28.2%
特に相談したいと思うことはない	6人	15.4%
無回答	6人	15.4%
合計	39人	100.0%

問22-① あなたは自立支援医療（精神通院医療）を利用するための受給者証を取得していますか。

取得している	4人	10.3%
取得していない	25人	64.1%
取得しているかどうかわからない	2人	5.1%
無回答	8人	20.5%
合計	39人	100.0%

問22-② あなたは指定難病の医療費助成を利用するための医療受給者証を取得していますか。

取得している	1人	2.6%
取得していない	31人	79.5%
取得しているかどうかわからない	1人	2.6%
無回答	6人	15.4%
合計	39人	100.0%

“親なき後”の暮らしに関するアンケート調査・事業所ヒアリングの結果

当事者・家族等アンケート調査の実施概要

1. 調査の目的

寝屋川市障害福祉計画に基づいて設置した「親亡き後等の問題検討委員会」において“親なき後”等の生活や支援に関する課題の把握と整理を行ううえで、当事者や家族等の意識や実情を把握するために実施しました。

2. 調査の方法

(1) 対象者

現在または近い将来に親なき後の問題に直面する可能性が高い年代として、令和5年2月1日現在で40歳代、50歳代の障害者手帳を所持している市民の方を対象としました。

(2) 実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

(3) 実施時期

令和5年3月3日に調査票を発送し、3月22日を返送の期限としましたが、5月8日までに到着した分は有効として集計に加えました。

(4) 回収状況

- 有効発送数 2,879通（宛先不明等による未達 42通を除く）
- 有効回収数 1,233通
- 有効回収率 42.8%

事業所ヒアリングの実施概要

1. ヒアリングの目的

当事者や家族等を対象としたアンケート調査に加え、家族とともに当事者を支援している事業者の視点から感じている“親なき後”の暮らしの課題を把握するために実施しました。

2. ヒアリングの方法

(1) 対象

寝屋川市障害児者福祉施設協議会及び寝屋川市自立支援協議会に所属する事業所のうち、ヒアリングに同意した事業所を対象として実施しました。事業所が実施している事業の種別は下記のとおりです。

- ・施設入所支援、短期入所、生活介護、就労継続支援B型、相談支援(委託含)、共同生活援助

(2) 実施方法

ヒアリングシートを事前配布した上で、事業所ごとに訪問して実施しました。

当事者・家族等アンケート調査結果の概要（親なき後の支援として考えられる項目ごとの主な回答）

情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・親なき後への準備 = 「生活や制度・サービスなどの情報収集」をしている 8.3%、これからしたい 41.0%・親なき後の準備で困ること = 情報が得にくい 29.0%、何をすればよいかわからない 36.3% <p>《記述回答》 親なき後の暮らし方の説明や勉強会をしてほしい、今後どうすればよいかを考える情報がほしい、親が高齢化したときの支援の情報もほしい</p>
-------	---

相談の場 や機会	<ul style="list-style-type: none"> ・親なき後への準備 = 「市・専門機関・事業者等に相談」をしている 11.9%、これからしたい 40.3%、「親どうして話をしたりいっしょに考えて」いる 6.6%、これからしたい 25.4% ・親なき後の準備で困ること = 相談したりいっしょに考える人がいない 22.3% ・障害や生活に関する相談先 = どこに相談すればよいかわからない 11.7%、相談する人はいない 6.3% <p>《記述回答》 どう準備すればよいか支援してほしい、まわりに同じ境遇で相談できる人がいない、障害は千差万別なのできめ細かく対応できる相談員がほしい 親なき後に定期的に相談できる支援と見守りが必要、生活全般の相談窓口を一本化してほしい、手続きが難しいときに教えてくれる窓口がほしい</p>
住まいの 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・親なき後に心配・不安なこと = 「住む場所」の心配や不安がある 26.9%、特に心配や不安がある 18.2% (計 45.1%) ・親なき後の暮らし方の希望 = (本人) 自分や家族の家 34.4%、グループホームや入所施設 12.1%、わからない 12.1%、アパート等 9.4% ・親なき後の住まいで心配・不安なこと = 自宅の管理、施設等の利用料、家賃、施設に入れるか、アパートを借りられるか、現在の施設で暮らせるか <p>《記述回答》 住み慣れた自宅で安心して暮らしたい、共同生活は難しい、障害者が借りられるアパートがあるか不安、少人数のグループホームで暮らしたい 現在のグループホームで暮らし続けられるしくみにしてほしい、施設で暮らすしかない、府外に行かなくてもよいように施設をつくってほしい</p>
日常の介 助や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親なき後に心配・不安なこと = 「日常的な介助や家事の援助」の心配や不安がある 30.8%、特に心配や不安がある 16.2% (計 47.0%) ・親なき後に日常の介助や支援をする人 = きょうだい 20.1%、福祉サービス 19.2%、わからない 13.5%、配偶者 9.8%、医療機関 8.6% など ・親なき後の障害福祉サービスの利用 = 必要に応じて利用したい 31.5%、積極的に利用したい 23.6%、利用できるかどうかわからない 7.1% など ・現在サービスを利用していない理由 = (介助が不要以外) サービスを知らない 30.1%、お金がかかる 19.4%、手続きが面倒 13.0% など <p>《記述回答》 すべてが不安なので見守りや生活支援をしてほしい、24時間の対応を希望する、支援者の理解を高めるよう人材育成を充実してほしい</p>
権利擁護 の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親なき後に心配・不安なこと = 「日常的な意思決定」の心配や不安がある 26.1%、特に心配や不安がある 12.8% (計 38.9%)、「金銭管理」の心配や不安がある 24.7%、特に心配や不安がある 16.8% (計 41.5%) ・意思決定や金銭管理の支援 = 家族や親族 25.1%、相談機関や事業所 23.2%、成年後見制度 10.4%、日常生活自立支援事業等 9.8% など <p>《記述回答》 詐欺などが不安、成年後見制度を使いやすくしてほしい、保証人の心配がある、施設等での虐待をなくしてほしい</p>
日中の活 動や就労	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の昼間の過ごし方→親なき後の昼間の過ごし方 = 通所→就労 15.6%、自宅→就労 25.1%、自宅→通所8.6% ・親なき後の昼間の過ごし方 = (就労、通所等以外) 生涯学習・文化・スポーツ趣味 6.8% <p>《記述回答》 生活を安定させるために働きたい、職場の障害理解がなくトラブルが起きる、病気で社会との関わりがなくなった、友達がたくさんほしい</p>
収入の確 保	<ul style="list-style-type: none"> ・親なき後に心配・不安なこと = 「生活に必要な収入」の心配や不安がある 27.7%、特に心配や不安がある 29.8% (計 57.5%) ・親なき後の収入 = 障害年金や手当 50.0%、就労 25.2%、生活保護 25.5%、貯金 21.7%、遺産・信託 7.4%、家族・親族の援助 4.3% など <p>《記述回答》 お金のことが不安、困窮して食費を削っている、年金を増額してほしい、医療費や交通費などを支援してほしい、生活保護で暮らせるか不安</p>
緊急時の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親なき後に心配・不安なこと = 「急病や災害などの緊急時の支援」の心配や不安がある 31.5%、特に心配や不安がある 28.6% (計 60.1%) ・緊急事態に困ること = 気づかない・把握できない 29.6%、自力で避難できない 26.0%、支援者に伝えられない 22.9% など

	《記述回答》突然倒れたときが不安、孤独死が心配、災害が不安、障害で災害情報が聞き取りにくい、緊急時のサポートを確保したい、鍵を預かってほしい
地域との交流や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親なき後に心配・不安なこと = 「地域の人との交流や支えあい」の心配や不安がある 27.1%、特に心配や不安がある 19.5% (計 46.6%) ・ 地域の人頼みたいこと = 避難の支援 30.7%、見守り 24.5%、あいさつ・声かけ 21.2%、日常生活の支援 17.0%、難しい 15.1%、ない 11.8% 《記述回答》地域の人とも交流したい、人の役に立ちたい、交流がないので不安、障害があるのでバカにされる、障害の特性を理解してほしい
上記以外の記述回答	【不安】 親なき後を考えると不安、不安になるので考えたくない、きょうだいにみてもらうことは難しい、孤独になることが不安、親の介護が不安 【市の対応】 窓口が利用しにくい、窓口での対応に不満がある、本当に支援してくれるか不安、独自の施策を考えてほしい、さらなる改革を期待する 【アンケート】 調査だけで終わらないように願う、書面では答えにくい、アンケートでは全体像しかわからない、アンケートを考えるきっかけにしたい

事業者ヒアリング結果の概要

○事業所から見た現状と課題

利用者、家族の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談などの支援がある場合も、自ら困りごとを発信できない方がいる ・ 特定のサービスの利用だけでは課題解決が困難なため、複数のサービスを組み合わせる必要があることを当事者や家族と共有する必要がある ・ 障害特性等により受入可能な事業所が限られるケースや特定のサービスだけを希望するケースがあり、事業所と利用者の双方が複数の選択肢を早い段階から準備していくことが重要である
支援側の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親が元気なときから“親なき後”の生活を具体的にイメージできるよう、支援する必要がある ・ 事業所としても“親なき後”に向けて考えていただくための情報発信に取り組みたい ・ 事業所等の関係構築に消極的な家族への支援を課題と考えている。 ・ キーパーソンが亡くなった後、新たに家族と関係を構築していくことに難しさがある
その他の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日・夜間にも相談、対応できる体制の構築が必要である ・ 地域で生活していくには、地域住民の理解が大切であると感じている ・ 成年後見制度を利用する際に報酬がネックになるケースがある ・ 事業者や支援者に加えて高齢サービスを含め地域全体で連携できる仕組みの充実が必要である

○事業所の実際の取組と課題や工夫

事業所から本人、家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人がサービスの内容を理解し、見通しが持てるよう視覚的に情報を把握できるよう提示している ・ 本人・家族からの相談をタイムリーに受け止めることで、信頼関係構築に努めている ・ 防災の観点から単身生活者の名簿を作成しているが、8050の視点でも準備が必要と感じている ・ 早い段階からショートステイの利用を促すなど、「備え」を呼び掛けている ・ 御家族向けに“親なき後”の勉強会を実施した ・ 一人暮らしを経験できる施設を運営している
事業所に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が共通認識を持って支援ができるようケース会議等で情報共有を図っている ・ サービスの範囲外の支援が必要な場面がある

○その他意見

<ul style="list-style-type: none"> ・ SOSを出すことに躊躇しないで欲しい ・ 家族と共に『本人主体』の生活を考える事が大事である ・ 今回のアンケートによって、“親なき後”のことを一緒に考える良い機会になった
--

- **ICT (Information and Communication Technology)**
「情報通信技術」のことで、IT (Information Technology) とほぼ同じ意味ですが、コンピュータ技術を活用した情報や知識の共有が強調されます。
- **医療的ケア**
たんの吸引や経管栄養注入など、医師の指導のもとで家族等が日常的に行っている医療的な行為を、医師が行う医療行為と区別して医療的ケアといいます。
- **インクルージョン・インクルーシブ**
インクルージョン (名詞)、インクルーシブ (形容詞) は「包容、包み込む」という意味で、あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう支援し、構成員として包み込んで支えあうことをめざす考え方です。
- **AI (Artificial Intelligence)**
「人工知能」のことで、認知、思考、推論やそれらに基づく行為などの人間の知的活動の一部を、コンピュータ等で代替するさまざまな技術が発展してきています。
- **SNS (Social Networking Service)**
通信やネットワークを通じてつながりの場を提供するサービスです。
- **NPO法人・営利法人**
NPO (Nonprofit Organization) は営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。そのうち、法人格を取得したものをNPO法人 (特定非営利活動法人) といいます。営利法人は営利を目的とした法人であり、株式会社をはじめとする会社等が含まれます。
- **オンブズパーソン制度**
市民の権利を守るために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。
- **介護ロボット**
介護を支援する機器やシステムの総称で、介護者を支援する「介護支援型」、介護される人の自立を支援する「自立支援型」、癒やしや見守りなどを行う「コミュニケーション型」があります。
- **共生型サービス**
介護保険または障害福祉の指定を受けている事業所がもう一方の制度の指定を受けやすくして、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けられるようにするものです。
- **居住支援協議会**
住宅確保に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するよう、自治体や事業者、支援団体などが連携し、情報提供等の支援を行う仕組みです。
- **ケースワーカー**
福祉事務所などで相談支援業務を行う職員です。
- **高次脳機能障害**
脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。

●行動障害・強度行動障害

知的障害などで周囲の人に影響を及ぼす行動が起こり、特別に配慮された支援が必要な状態のことをいいます。他害や自傷行為等が著しく高い頻度で起きるため特別に配慮した支援が必要な状態が強度行動障害とされています。

●合理的配慮

障害のある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くためになんらかの対応が必要だという意思が伝えられたときは、行政機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で対応することを求めるものです。

●サポート手帳

発達支援を必要とする人が一人一人に応じた継続した支援を受けられるように記録するツールとして、寝屋川市では、出生からのようすやできごとなどを記入する「はちかづきノート」と、現在の医療、支援に関する情報などを記入して携帯できる「知って帳」を作成しました。

●持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

持続可能な世界を実現するために、国連に加盟する193か国が平成28～令和12年の15年間で達成するための目標として、平成27年の国連サミットで採択されました。貧困、飢餓、環境、平等、経済成長等の幅広い課題が網羅された下記の17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓って、国、自治体、民間企業等を含むあらゆる組織や人々が取り組むこととされています。



●失語症

脳卒中やけがなどで大脳の言語領域が傷ついたことにより、言葉がうまく使えなくなる状況をいいます。

●指定管理者制度

公の施設の管理を、公共的な団体だけでなく民間事業者にも行わせることができる制度です。寝屋川市においても、各施設の設置目的や業務内容等をふまえ、民間のノウハウを活用して市民サービスの向上と経費の縮減等を図るよう、指針を策定して円滑な導入を図っています。

●児童発達支援センター

障害のある子どもが通所したり保育所等を訪問し、日常生活における動作や知識の指導や集団生活に適應できる訓練などの支援を行う施設です。

●重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向け、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活保護などの分野を超えて、すべての地域住民を対象とする包括的な支援体制を市町村が創意工夫して構築するため、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

●就労アセスメント

障害のある人が最も適した場所で働くことができるよう、面談や作業観察などを通じて就労能力や就労に対する意欲などを評価するシステムです。

●障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等に関する施策の基本的理念と基本事項を定めた法律です。平成23年6月に改正され、法律の目的や障害者の定義なども含めた見直しが行われました。

●障害者権利条約・障害者権利委員会

障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。わが国は、障害者基本法の改正や障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定等の国内法の整備により、平成26年1月に批准しました。障害者権利条約の実施を監視するため、18人の専門家で構成され締約国が提出した報告の審査などを行う障害者権利委員会が設置されています。

●障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進するために、平成28年4月に施行されました。

●障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わる法律として、障害者が平等に社会生活上の権利を行使でき、あらゆる障害者が制度の狭間にこぼれ落ちることがないように必要な支援を総合的に保障し、差異と多様性が尊重された共生社会の実現をめざすこととされた「障がい者制度改革推進会議」の部会でとりまとめられた骨格提言に基づいて制定されました。令和4年の改正により、令和6年4月から障害のある人の多様なニーズに対応した地域生活の支援体制や就労支援などを一層充実するための取組が推進されます。

●情報バリアフリー

さまざまな情報をすべての人が入手できるように、情報を得ることが困難な人の特性やニーズに応じた手段や方法で提供するとともに、障害のある人などが支障なく情報通信を利用できるようにすることをいいます。

●自立支援協議会

障害者総合支援法は、関係機関等が相互に連絡し、障害者等への支援に関する課題を共有して緊密に連携するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う「協議会」を設置するものとしています。寝屋川市では保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関・団体等で自立支援協議会を設置し、全体会と部会の各会議などで協議を行っています。

●新型コロナウイルス感染症

人に感染するウイルスとして新たに見つかった新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症を新型コロナウイルス感染症（COVID-19）といいます。

●スキルアップ

訓練して身につけた技能（スキル）をさらに高めるための取組です。

●スーパービジョン・スーパーバイズ

心理、福祉や教育などの分野で、対人援助を行う人の専門的な技能を高めるために、指導者（スーパーバイザー）による事例研究などを通じた適切な指導を、継続的に行うことです。

●生活困窮者自立支援

経済的な困窮や孤立などの困りごとを抱えている人の自立を支援するため、相談を通じて複合的な課題を評価・分析しながら各々の状況に応じた自立支援計画を策定し、住居の確保、就労や子どもの学習の支援などの必要なサービスにつなぐ事業を実施しています。

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（通称：「にも包括」）

精神障害の有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労や社会参加、地域の助けあい、障害への理解を広げるための教育などを包括的に確保するシステムの構築がめざされています。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、**「保佐」**、**「補助」**の3類型があり、成年後見人等は親族、法律・福祉の専門職等の第三者、福祉関係の公益法人等の法人から家庭裁判所が選任します。

●セルフプラン

障害福祉サービスの支給決定や利用の際に用いられるサービス等利用計画は、市町村が指定する指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所に所属する相談支援専門員が作成しますが、利用者自身が作成することもできます。この計画をセルフプランと呼びます。

●中間的就労

本格的な就労に向けた準備の一環として、労働と福祉の中間として日常生活の自立や社会参加を重視して柔軟に働くことをいいます。

●地域共生社会

人口構造や社会経済の状況、地域や家庭の機能の変化をふまえて示された社会保障制度改革の考え方で、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という一方的な関係を超えて地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をめざすものです。

●地域生活支援拠点

障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での居住支援に求められる相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を集約した拠点、または、複数の機関の連携により機能を分担して担う体制を整備することとされています。

●地域包括ケア

地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制であり、障害者分野でも精神障害者の地域移行・地域定着を進めるため、精神障害にも対応した地域包括ケアの構築がめざされています。

●中核市

政令指定都市に次ぐ人口規模（20万人以上）・行政能力をもつ都市の事務権限を強化し、より住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度です。中核市になると福祉、保健衛生、環境、都市計画、文教、その他の事務ができるようになり、地域の実情にあった柔軟な行政サービスが提供できます。

●読書バリアフリー法

障害の有無にかかわらずすべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

●難病

原因不明かつ治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。令和3年11月1日現在、医療費助成の対象となる指定難病として338疾病（令和6年4月1日から341疾病）、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの対象として366疾病（令和6年4月1日から369疾病）が指定されています。

●二次障害

既存の障害が増悪したり、あらたに出現した障害のことです。

●日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

●寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画

病原性の高い新型インフルエンザ等の新感染症が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制して市民の健康、生活や地域に与える影響を最小限に抑えるため、市、保健所、医療機関等の各々の役割を明記したもので、平成24年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法や国、府の行動計画をふまえて制定しました。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会であるという、社会福祉の基本となる考え方です。

●8050問題

引きこもりが長期化し、親も高齢となって収入や介護などに関する問題が発生することが社会問題になっており、80歳代の親と50歳代の子どもの世帯で多く起きることから「8050問題」と呼ばれています。

●発達障害

先天的なさまざまな要因によって、主に低年齢において発達の遅れや歪みなどが発現する障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。

●パブリック・コメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー、ユニバーサルデザイン

障害のある人などの社会参加を妨げている障壁（バリア：段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど）をなくしていくことをバリアフリーといいます。ユニバーサルデザインは、バリアフリーの考え方を超えてだれもが使いやすいものをつくり、人々の意識を変えていこうという考え方です。

●ピアサポート

「ピア（peer）」は「仲間」という意味で、障害など同じ背景をもつ人どうしが、対等な立場で話を聞きあったり、助言や援助をしあったりする活動のことをいいます。

●BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）

自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時の事業継続の方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

●PDCIサイクル

計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。一般的には「PDCA」（A＝Action）という表現が使われていますが、寝屋川市では「改善」をより明確にするために「Innovation」を用いています。

●福祉的就労

作業所などの通所施設で、福祉的な支援を受けて就労する福祉サービスで、就労継続支援事業のA型とB型があります。

●福祉避難所

風水害や地震などの災害が発生したときに、特別な配慮を必要とするため指定避難所での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者が必要に応じて避難することを想定した二次的な避難所です。

●ペアレントプログラム

発達障害のある人への支援として、家族の理解や適切な対応のたへの知識や方法を身につけるための簡易なプログラムや講義・演習などのトレーニングを実施します。また、家族が経験を活かして同じ悩みをもつ家族などをサポートするペアレントメンターの養成も行います。

●補助犬

障害のある人の自立や社会参加を助けるために特別の訓練を受けた犬で、視覚障害者の歩行をサポートする盲導犬、肢体不自由者の日常生活動作をサポートする介助犬、聴覚障害者を音源まで誘導する聴導犬があります。

●モニタリング

日常的かつ継続的な点検を行っていくことをいいます。障害者総合支援法ではすべてのサービス利用者を対象としてサービス等利用計画を作成し、一定の期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行うこととされています。

●ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

【障害福祉サービス等の概要】

障害福祉サービス（介護給付）

●訪問系サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護または、調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な方に外出時において情報の提供や移動の援護をします。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

●短期入所

短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などのとき、短期間施設へ入所できます。
-------------------	--------------------------------

●日中活動系サービス

生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

●居住系サービス

施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
--------	-------------------------------

障害福祉サービス（訓練等給付）

●日中活動系サービス

自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における作業訓練やそのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のために訓練します。
就労継続支援	就労の機会の提供や生産活動そのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のために訓練します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援	就労を希望する人が就労先や働き方のより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

●居住系サービス

共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助をします。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する方に対し、定期的な居宅訪問や随時の対応等により一人暮らしを支援します。

地域生活支援事業

障害者(児)相談支援事業	地域で生活する障害のある方やご家族等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用計画作成を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。
意思疎通支援事業	公的機関・医療機関等の外出先で、意思の疎通を図るうえで支障があるときに手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	日常生活をより円滑に送るために、障害の状況や程度に応じて、日常生活用具を給付(交付)します。
移動支援事業 (ガイドヘルプ)	重度障害者等包括支援、重度訪問介護、行動援護、同行援護など自立支援給付の介護給付による外出支援の対象とならない障害者(児)の移動を支援するためガイドヘルパーを派遣します。
地域活動支援センター Ⅰ型事業	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施します。
地域活動支援センター Ⅱ型事業	障害のある方に対して、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練等を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	移動入浴車を派遣し、室内に移動浴槽を持ち込み、入浴サービスを行います。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	自立訓練、就労移行支援を利用する身体障害者に対して更生訓練費を支給します。就労移行、就労継続支援を利用し、就職等により施設を退所することとなった身体障害者に就職支度金を支給します。
日中一時支援事業	障害者(児)の家族の就労支援、および日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障害者(児)を日中一時支援事業所にて一時的な見守り等の支援を行います。宿泊を伴わない場合に利用できます。

寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）
寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）・
寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）

令和6年3月

編集・発行 寝屋川市福祉部障害福祉課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
(市立保健福祉センター2階)

TEL 072-838-0382 FAX 072-812-2118

e-mail: syougai@city.neyagawa.osaka.jp